

神職祭式寶典

上卷

11
2
222

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5

始



大教正柄澤照覺著

神職祭式寶典

東京神誠館發行

自序

人として禮なければ禽獸に等しく、君子は禮に依つて立つとは
 實に千古不磨の金言なり、殊に我國の祭式儀禮は、其源を遠く神
 代に發し、歷朝範を垂れて以て據る所を示す、時代に順應して多
 少の變遷ありと雖も、報本反始の大義を基礎とし、敬神崇祖の赤
 誠を披瀝せる現實的のものにして世界最古最重の禮法は我が祭式
 なりとして、外人すら賞讚措かざる所なり、實にや其方式の古雅高
 尚にして、華美に流れず、柔逸に失せず、衍氣を離れ、俗味を脱
 し森嚴莊重眞に神々しきものあり、斯くの如くにして始めて神人



大正
 9. 2. 5
 内交

感應を見るべく、之れに依て以て我國體の精髓を支持し、忠愛の本誼を發揚するに足るべきなり、左れば苟くも國民たるものは此の儀禮に習熟して國家社會の整理と自家の修養とに資し、更に進んで世界的典禮として、大に其光彩を發揮すべきなり、然るに悲哉其職に當るものすら尙未だ此の義を辨へざるものあり、吾人茲に慨し、敢て其不敏を顧みず、本書を編述して以て斯道の爲め、聊か微衷を竭さんとす、請ふ大方の諸士幸に此意を諒とし、我國特有の美風良儀を普及せしめんが爲め、幸に一臂の勞を吝まざらんことを。

大正八年八月

柄澤照覺識

神職祭式寶典

目録

總説

- 一、祭祀の意義……………一
- 二、祭祀の由來……………三
- 三、禮儀の概要……………四
- 四、祭政一致……………六

第一卷 現行神社祭式

- 祭式概説……………二
- 祭令……………九

神社祭式行作法……………三

第一編 行事

- 一、開扉及閉扉附祭場着席圖……………一六
- 二、神饌獻撤附座位圖……………二六
- 三、御幣物獻撤附雲脚臺圖……………三三
- 四、祝詞奏上附軾圖……………三五
- 五、玉串奉奠……………三六
- 六、修祓……………四一
- 七、大祓切麻……………四二

第二編 作法

作法の上

一、座法……………四
 二、立法……………五
 三、座揖 圖入……………四
 四、立揖 圖入……………四
 五、起拜……………四
 六、居拜 圖入……………五
 七、立拜 圖入……………五
 八、拍手……………五
 九、起座……………五
 十、著座……………五
 十一、進退……………五

十二、膝行……………五
 十三、膝退……………五
 十四、平伏……………五
 十五、跪居 圖入……………五
 十六、跪立……………六
 十七、起立……………六
 十八、磬折……………六
 十九、屈行……………六
 二十、逆行……………六
 二十一、持笏 圖入……………六
 二十二、置笏 圖入……………六
 二十三、把笏……………六
 二十四、懷笏……………六
 二十五、正笏……………六

其、警蹕……………七
作法の下……………七

一、階の昇降……………六
 二、御扉の開閉……………六
 三、祝詞の展卷……………七
 四、御鑰、祝詞、玉串、大麻等の持方……………七
 五、三方、案、薦、軾等の持方 圖入……………七
 六、大麻、切麻の祓方 圖入……………七
 七、折敷、三方等の据方……………七

第三編 雜載

一、祭場の座位……………七
 二、神饌献撤の順序……………八

第二卷 祭祀令以外の諸祭式

概説

第一、市町村自治奉告祭……………八
 一、奉告祭の準備……………八
 二、祭典式の次第……………八
 三、自治祭祝詞……………九
 第二、軍事に關する諸祭式……………九
 入營、退營、宣戰、出陣、戰捷、凱旋、平和等の諸祭式……………九
 一、諸般の設備……………九
 二、殿内裝飾調度……………九
 三、奉告祭の順次……………九
 四、祝詞文例……………九

第三、招魂祭	九八	五、新殿祭文例	一一二
一、祭前の準備	九九	六、新始祭文例	一一三
二、招魂祭式次	一〇〇	七、立柱祭文例	一一四
三、招魂祭祝詞	一〇四	八、上棟祭文例	一一五
第四、祈産祭及祝詞文例	一〇五	第八、起業開店成功に關する諸祭	一一五
第五、初宮參祭及其祝詞文例	一〇七	一、開業祭設備	一一六
第六、學神祭及文例	一〇八	二、祭典の次第	一一六
入學、卒業、開校、閉業祭		三、創業祭文例	一一七
第七、建築に關する諸祭	一〇九	四、奏功祭文例	一一八
山口祭、地鎮祭、新室祭、新始祭、立柱祭、上棟祭		第九、鎮火祭及祝詞文例	一一八
一、鋪設次第	一〇九	第十、竈神、井神祭及祝詞文例	一二〇
二、祭式順次	一一〇	第十一、祈病及家内安全祭及祝詞文例	一二三
三、山神祭文例	一一一	第十二、醫神祭及祝詞文例	一二三
四、地鎮祭文例	一一三	第十三、祈釀祭祝詞文例	一二五

第十四、旅行に關する諸祭	一二六	第九、疫神祭	一二七
一、道嚮祭祝詞文例	一二六	一、疫神祭文例	一二八
二、發旅祭祝詞文例	一二七	二、報賽祭文例	一二九
三、報賽祭祝詞文例	一二八	第十、鎮魂祭	一二九
第十五、漁獵祭	一二八	鎮魂祭の意義、祭儀の次第、	
一、祈漁祭祝詞文例	一二九	一、鎮魂祭祝詞文例	一三〇
二、祈獵祭祝詞文例	一二九	第三卷 祭式調度圖解	
第十六、諸業祖神祭及其文例	一三〇	第一、神	一三四
第十七、攘蝗祭及其文例	一三三	第二、眞榊及志傳	一五一
第十八、晴雨及風神祭	一三三	第三、玉	一五四
一、祈晴祭文例	一三五	第四、大	一五六
二、祈雨祭文例	一三五	第五、齋	一五七
三、風神祭文例	一三六	第一、神	一三四
四、報賽祭文例	一三七	第二、眞榊及志傳	一五一
		第三、玉	一五四
		第四、大	一五六
		第五、齋	一五七

第六、注連繩	圖入	一五
第七、黒木杓	圖入	一六
第八、案	圖入	一六
第九、葉盤	圖入	一六
第十、平	圖入	一六
第十一、甕	圖入	一六
第十二、高	圖入	一六
第十三、三	方圖入	一七
第十四、葛篋、葛籠、瓦盆	圖入	一七
第十五、多志良加等の土器	圖入	一七
第十六、箸と箸臺	圖入	一七
第十七、土器盃臺	圖入	一七
第十八、缶	圖入	一七
第十九、手水桶と木提子	圖入	一七

第二十、覆皮	圖入	一七
第二十一、手拭紙	圖入	一七
第二十二、御錠と鍵	圖入	一七
第二十三、唐櫃	圖入	一七
第二十四、雲脚臺、堅脚臺	圖入	一七
第二十五、燈臺	圖入	一七
第二十六、座具及掛具	圖入	一八
第二十七、帷舎、平張、幔	圖入	一八
第二十八、懸盤	圖入	一八
第二十九、樂器	圖入	一八
第三十、覆面、手袋、手繩	圖入	一九
第三十一、鍵袋、祝詞袋、笏袋	圖入	一九
第三十二、長柄傘	圖入	一九
第三十三、薦道と敷布	圖入	一九

第四卷 社頭裝飾圖解

第一、鉾	櫓圖入	一九
第二、翠	簾圖入	一九
第三、旗	圖入	二〇
第四、壁代と帆	圖入	二〇
第五、凡	帳圖入	二〇
第六、門	帳圖入	二〇
第七、屏帳と幔門	圖入	二〇
第八、御帳臺	圖入	二〇

第五卷 神饌調理之方式

第九、帖	圖入	二三
第十、神鏡と真神	圖入	二三
第十一、弓と矢と刀	圖入	二三
第一、神饌所の建設	二五
第二、神饌調理所の設備	二六
第三、神饌の所理作法	二七
第四、神饌の持搬方	二八
第五、神饌の洗清方	二八
第六、神饌の取扱方	二九
第七、平盛と高盛	三〇

第八、神饌調理の實地……………二二〇

一、和 稻……………二二〇

二、荒 稻……………二二一

三、餅……………二二三

四、酒……………二二三

五、海 魚……………二二三

六、川 魚……………二二三

七、野 鳥……………二三四

八、水 鳥……………二三五

九、海 菜……………二三五

十、野 菜……………二三五

十一、菓子、果實……………二二六

十二、鹽、水……………二二七

第九、調理實地圖……………二二七

第六卷 衣冠着用方式

總 說

第一、現行の服制表……………二二〇

第二、大寶令と現制との比較表……………二二三

第三、冠……………二二三

第四、扇子と冠臺……………二三四

第五、袍……………二二六

第六、奴 袴……………二二九

第七、沓、襪……………二二九

第八、衣冠着用準備……………二四一

第九、衣冠着用の順序……………二四二

第十、奴袴の穿方……………二四三

第七卷 神前婚禮式

概 說

第一、現行神前結婚式の三種……………二五七

第二、神職と日取……………二五八

第三、結婚祭の調度……………二五六

第四、控所と着席……………二六〇

第五、結婚本祭儀……………二六〇

第十一、單の着方……………二四四

第十二、袍の着方……………二四四

第十三、着袍後の用意……………二四四

第十四、齋服の着方……………二五〇

第十五、狩衣の着方……………二五〇

第十六、帖む仕方……………二五一

第八卷 神道葬儀式

概 說

現行神道葬儀……………二七五

第一、喪家と齋主……………二七五

第二、喪主と殯の式……………二七六

第三、墓所と墳穴……………二七六

第六、親族 盃の次第……………二六一

第七、結婚祭祝詞文例……………二六三

第八、結婚誓詞……………二六四

第九、各種の圖表……………二六五

第十、神道教會に於ける神前結婚式……………二六八

第四、葬祭準備と覺書	二六
第五、齋主祭員分任	二六
第六、歛の諸調度	二七
第七、遷靈式具	二八
第八、葬祭諸調度	二九
第九、歛柩式	三〇
第十、遷靈式	三一
第十一、鎮魂式	三二
第十二、發葬式	三三
第十三、祭場に於ける葬祭式	三四
第十四、埋葬式	三五

神職祭式寶典目錄終

第十五、清祓式	三六
第十六、家祭	三七
第十七、誄辭文例	三八
第十八、葬祭用器	三九
第十九、神葬式の注意	四〇
第二十、教部省令の神葬略式	四一
遷靈之辭、玉串奉奠の辭、埋葬の辭、靈祭家祭の辭、旬日祭の辭、忌明けの辭、五日祭の辭、年忌の辭、合祭の辭	四二



神職祭式寶典

大教正 柄澤照覺編述

總 說

一、祭祀の意義

祭はマツルと訓み、待ち請くるの意である、即ち神の來降を待ち請け、一方には其恩德に酬ひ奉り、又一方には何事なれ、願ひ申すのである、神祇史には神祇即ち祖先の恩德に酬ひ奉らむ自然の熱情溢れて、記念すべき月日に際し、山海の珍味をあさり求めて、之を神靈の御前に薦め、又歌舞音楽を奏して、慰め奉り、歡ばしめ奉るものは是れ即ち祭祀なりと記してある、要する報本反始の大義を實行する誠意の表現れである。

又祈禱と云ふことも、畢竟は祭祀と同じ意味であつたのを、近來は祈禱を深く解釋して、大變六ヶ敷宗教的のものとして居るが、古來より神社でやつて居る祈禱と云ふのは、夫程深い意味ではない、祈禱とはイノル即ち齋宣であるから、潔齋して神に申上る事である。

又祭祀にも祈禱にも、祓と云ふ事が必要であるが、此は心身の汚れ曇を祓ひ去ること、心の汚れ曇りは我慾我見惡念であるから、之を祓ひ清めて清淨の心と爲り、身の汚れは悪い物を食たり、見たり、聞たり、悪い物に接したりしたのを清め、沐浴行水するとか、閑静の場所に謹慎するとか云ふような事をするのである、又場所の汚れ、即ち家とか土地とかの汚れも祓ひ清めねばならぬ、夫で祭祀と祈禱と祓ひ、謂ひ換ゆれば齋戒と云ふ三つは、別々に切り離すことは出来ぬ、祭祀を行ふには必ず清祓ひ、即ち齋戒が必要である、而して祭祀の中には又祈禱即ち御願ひ申すと云ふ意味が、自然と籠つて

居るのである、之を要するに祭祀とは、先づ心身の汚れを祓ひ、誠心誠意を盡して、祖先天地神祇を御招き申して、御恩徳に對する御禮を申上げ、序に自分の恩ふ所をも御願ひ申すと云ふのである。

二、祭祀の由來

祭祀の起原は遠く天地開闢の昔に在つて、伊邪那岐尊伊邪那美尊か我が生める子不良すとて、天神に問ひ給ふた時、天神は大トを以て天御中主神の神慮を伺ふたのが始めと云ふ説もあるが、此は未だ充分に祭祀の形式を備へて居らぬ、夫から次は伊邪那美尊が神去り給ひし時に、花や歌舞を以て祭ると云ふことも見へて居るか、正しくは天照大神が親ら神衣を織り神饌を供して新嘗祭を行ひ祖神及衣食の神を祭祀り給ひて、神恩を謝し、報本反始の大義を述べたのが根本であつて、神武天皇は御即位の初に當て、先づ鎮魂祭を行ひ、

靈時を鳥見山に建て天神を祭り、爾來歷朝祭祀の大典を廢することなく、現時に於ても賢所祭は陛下親しく之を行ひ、祭政一致の神事を怠り給ふ事は無いのである。

次に祈禱と祭祀とを一同に行ふたのは、天照大神が御弟素盞鳴尊の強暴を戒ん爲め天岩戸に幽居ましゝたる時多くの神が集りて、八意思兼神の工夫で大神事を行ひ、布刀玉命が久米繩即ち今の七五三繩を岩戸に引廻し天兒屋根命が祝詞即ち祈禱文を奏上し、群神が至誠を凝して、祈念し、神樂の祖たる天鈿女命は神樂を奏し、其誠心一念の爲に遂に天神の神憑があつて、衣帶の弛び乳や股の顯るゝも知らず舞ひ踊られた結果として、天照大神の御出を見るに至つたのである。

三、禮儀の概要

禮とは恭敬の誠意を表現す法則であつて、天地自然の公道であり、又人間處世の大道である、故に一面より之を云へば制度であり、法則である、而して各國の習慣制度に異なると均しく、禮の形式も國に依つて、それら異つて居るが、其内容意義に至つては決して差別はない、例へば我國の挨拶に體を屈するのも、西洋で手を握るのも、敬と誠と愛とを表するもので、結局心の誠を相手に通ずる方法である。

我國の禮は、我國の習慣に依りて、我國民の誠を現はすものであつて、その起源は既に神代に存し、宇宙主宰の天神より、人間萬物の始祖たる伊邪那岐、伊邪那美の二神が、この漂へる國を修理固成給へる時、男先女後の禮を守りて、夫婦の道を始め給ひ、父子兄弟朋友の倫序を定められ、且つ此の四倫を隔離することのないやうに、それを統治すべき君主を立てさせ給へるに原因せるものであつて、國家と共に終始し、國體と共に尊く美しきものであ

る、されば所謂神道は即ち皇道、神道即ち人道であつて、人道即ち禮と云ふべく、禮即ち神道である、文武天皇の詔にも、凡そ政を爲す道は禮を以て先と爲す、禮なければ言亂れ、旨を失ふと宣ひ、孔子も禮に由て立つと云はれて居る、政治、人倫の人間界ですら、斯く禮は大切である、まして神に仕へ祭祀を爲すには禮を正しくして、誠を表はさねばならぬのは云ふまでもない所である。

四、祭政一致

祖神を尊崇し、天神地祇を敬重するのは、祖宗の實踐せられたる遺訓であつて、祭事は國務の首位に居り、祭政一致は、實に建國の眞髓である、降て世の中漸く複雑になり、政務も亦繁くなるに従ふて、時代の趨勢に順應し、祭政は分かれたけれど、これ均しく天皇の直轄し給ふ所であつて、歴朝祭

祀の典を忽にせられたことはなく、中古佛に倣したるも、御親祭は之を廢せられず、斯くて明治維新に及び、綱紀を振張し、廢典を復興せられ、大祭は親しく之を行はせ給ひ、政治始めには先づ神宮の事を聞食召し、神祇に関する事は、即日御裁決あらせらるゝやに拜承して居る、祭政は分かれたりとも斯くては亦一種の祭政一致と云ふてもよろしく、深く建國の宏謨を體し、其の精華を發揚せられたるものである。

夫から又彼の吉凶の禮、即ち冠婚葬産等の大儀は、天祖以來の神事、典型があるから、此を多少改善して、時代に適應せしむれば、それで宜しい、今日朝廷に於て行はせらるゝ一切の儀式、即ち出産祝儀、成年式、婚嫁法、葬儀法等は、悉く此の神代以來の神典國式を、多少時代的に改善したものであつて、敢て佛式でもなく、又西洋式でもない、所謂國體式とか、純神道式とも云ふべきものである、皇室既に然りである以上は、國民たるものも、之に

倣ひ、之に従ひて、國式に則り、以て吉凶の禮を取り行ふのが本分と云はねばならぬ。

因に皇室にては、前に申す典例法式に依て、一切の儀、即ち吉凶の禮を取り行ふて居らるゝのに、一般の臣民、特に宮内大官や、廟堂の縉紳方が、此の國式を無視して、自分勝手に或は佛式、或は基督教式に依て、吉凶の儀禮を爲すのは、如何に信教が自由であるからとは云ひながら、國體の眞髓に戻り、祖宗の大御心に悖るものと云はねばならぬ、實に恐れ多いことではあるまいか。

第一卷 現行神社祭式

祭 祀 令

大正三年一月廿六日、勅令第九號を以て、神宮祭祀令が發布せられたが、此は伊勢神宮にのみ關することであるから之を省き、同年同月同日、勅令第十號を以て一般の神社祭祀令が發布せられた、其本文は左の如し。

官國幣社以下神社祭祀令 (大正三年一月廿六日 勅令第十號)

- 第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス
第二條 左ニ掲グル祭祀ハ大祭トス
祈年祭、新嘗祭、例祭、遷座祭、臨時奉幣祭。

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歲旦祭。元始祭。紀元節祭。天長節祭。神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第五條 新ニ小祭ヲ定ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クベシ

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉禮シ又ハ參列スルコトヲ得ズ、但シ除服セ

ラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規程ハ主務大臣之ヲ定ム、但シ臺灣ニ於テハ

臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍從前ノ

例ニ依ルコトヲ得

祭 式 概 説

神祇崇敬の念は、國運の發展と共に、愈々旺盛に趣き、祭式に留意注目するものも、日に多きを加ふるに至つたのは、實に邦家の大慶事である、然り而して此の祭式なるものは獨り神官、神職、乃至供進使が神社に於て行ふ特殊の禮法のみではない、全體祭式なるものは祖先を待遇する禮法に基づくものであるから、祖先を有し、之を知覺する人類である以上は、どうしても祭式の心得がなくてはならぬ、凡そ洋の東西を問はず、人種の如何を論せず、祖先を祭らざる國民もなければ、其國々固有の神を奉祀せぬ國家もない、而して各國共みな其の民俗習慣に應じて祭式が存して居る、併し未だ我が祭式の如く完全に現實的なものは殆んどない、外人も世界最古最重の禮法は日本の祭式であると云つて居る。

前にも述べたる如く我國の祭式は、皇祖皇宗の遺訓たる祭政一致の事實を表現する禮法であつて、教育の淵源、人道の大本、之を古今に通じて謬らず之を中外に施して悖らざるもので、金甌無缺、萬世不易の吾國體と始終一致して相離れざるのである。

抑々祭式の起源は遠く神代に在りて、その形式の整へるは天石室の祈請を始めとし爾來幾多の沿革があつたが、中古以降は白川吉田の二氏各々其の家法によりて之を傳授し、又伊勢神宮を始め、出雲、春日、賀茂等の大社には各々その祭式があつた、斯くて明治の初年に至り、百事改革の結果、この禮法も亦變易して、一時は渾沌たる状態であつたが、明治八年に神社祭式の勅定があつて、同四十年に至り下に説述る所の行事作法が内務省告示として發布せられ、爰に完全なる國定の祭式作法が行はるゝことになつた、夫から大正三年には前に掲げたる祭祀令が勅令を以て發布せられたのである。

要するに祭式は古來の習慣によりて行はれて居つたが、明治の聖代に至り始めて國家の制定せる禮法となつたのであつて、學說の如何に關せず、當職者并に國民一般は、必ず之に遵由せねばならぬ筈のものである。

神社祭式行事作法 (明治四十年六月廿九日 内務省告示第七十六號)

神社祭式行事作法とは、神社に行ふ祭式の行事作法と云ふ意である、神社祭式とは明治八年四月に式部寮より各府縣に達せられたるもので、大祭公式祭祀の式、次第、及び其の祝詞、神饌品目等を規定せられたるものであつたが、行事作法の細目に至りては、未だ何等の規定も出なかつた、それが爲め其の當時より既に幾多の疑義を生じて、大に困つて居つたが、内務省では大に此に見る所があつて、先づ是を皇典講究所に囑託して立案せしめ、更に宮内省に照會し、又諸大家の意見を徴し、遂に明治四十年六月廿九日内務省告

示第七十六號を以て、神社祭式行事作法と題して公布されたのである、而して其の内容は三編より成つて居る、第一編が行事で、之が七項に分かれ、第二編が作法で、此が更に上下二段に分かれ、上段は二十六項、下段は七項より成つて居る、第三編は雜載で二項となつて居る。

因に祭儀を實地に執行するに當りて、尤も重要な事項は、清潔、至誠、謹慎、嚴正、鄭重、忍耐、機智、注意、察知、豫定、剛健、從容、閑雅の十項にして、又尤も忌むべく、戒禁すべき事項は、不潔、輕忽、放心、不注、意、不規律、粗暴、卑屈の七項である、夫から又此の祭式上の行事作法は常に能く練習して、朝夕の神拜に經驗を積み、自然と發して節に中るようにならねばならぬ、今前法令を左に表示すべし。

- (第一編) (一)開扉及閉扉 (二)神饌、献撤 (三)御幣物献撤 (四)祝詞奏上
 - (二)行事 (五)玉串奉奠 (六)修 祓 (七)大祓切麻
- (詳細ハ皆各行事ノ實祭ノ條ニ表式ス、以下皆同ジ)

内務省告示行事作法項目式表

- (一)殿上祭式
 - (一)本殿(幣殿) 又ハ通殿、拜殿等相連接シテ、建設セラレタル場合
 - (二)本殿ノミ分離シ、(幣殿相連リ) 其ノ他連接セル場合 (此ノ場合、庭上式ヲ併用ス)
 - (三)本殿(幣殿)、又ハ通殿、拜殿トモ、各分離シ、建設セラレタル場合、(此ノ場合ハ、庭上式ヲ併有ス)
- (二)第二編 作法
 - (上) (一)座法 (二)立法 (三)座掛 (四)立掛 (五)起拜 (六)居拜 (七)立拜 (八)拍手 (九)起座 (十)着座 (十一)進退 (十二)膝行 (十三)膝退 (十四)平伏 (十五)跪居 (十六)蹲踞 (十七)起立 (十八)磬折 (十九)屈行 (廿)逆行 (廿一)持笏 (廿二)置笏 (廿三)把笏 (廿四)懷笏 (廿五)正笏 (廿六)警蹕
 - (下) (一)階ノ昇降 (二)御扉ノ開閉 (三)祝詞ノ展卷 (四)御鑰、祝詞、玉串、大麻、等ノ持方 (五)三方、案、薦、帙等ノ持方 (六)大麻、切麻、等ノ祓方 (七)折敷、三方等ノ据方
- (三)第三編 (一)祭場ノ座位
 - (一)本殿(幣殿) 又ハ通殿、拜殿等相連接シテ、建設セラレタル場合
 - (二)神饌献撤ノ順序

形式ノ類
別表式

(二)庭上祭式

- (一) 社殿ナク、唯々齋庭ニ、神籬ヲ設ケテ、其ノ祭事ヲ行フ場合
- (二) 社殿、神籬ナク、唯定メラレタル齋庭ニ、特殊ヲ鋪設ヲナシ
- (三) 其ノ祭事ヲ行フ場合

第一編 行事

行事と云ふのは、行ふ事、又は事を行ふので、豫定の祭日及時間になつて祭員や供進使等が揃ふて、一同定まりの席に着き、一切の準備が全たく整ふて、いざ之からいよく祭祀に取り掛らうと云ふ段取になつてからの、やり方を順次に示したのが此の行事である。

一、開扉及閉扉

開扉 先ツ所役御鑰ヲ捧持シテ齋主ノ座側ニ就キ之ヲ進メテ復座、齋主之ヲ受ケテ昇殿(警障所役隨行シテ階下ニ候ス)進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上(案ハ儀メ御障ノ側ニ置キ、再

ヒ進ミテ御錠ヲ除キ同案上ニ置キ、更ニ進ミテ御扉ヲ開ク(此間奏樂警障一同平伏)次ニ神前ニテ再拜拍手ニ畢リテ側ニ候ス(警障所役ハ齋主ニ紙候ノ時復座)次ニ御鑰ノ所役齋主ノ座側ニ就キ御鑰ヲ受ケテ復座

閉扉 先ツ齋主前ニ進ミ(警障所役進ミテ階下ニ候ス)再拜拍手一、次ニ御扉ヲ閉チ(此間奏樂警障一同平伏)御錠ヲ鎖シ、御鑰ヲ捧持シテ下殿復座(警障所役ハ齋主ニ先ナテ復座)次ニ御鑰ノ所役齋主ノ座側ニ就キ御鑰ヲ受ケテ復座○二人(齋主副齋主)奉仕の場合左の如し。

開扉 齋主御鑰ヲ捧持シテ起座スル時、副齋主共ニ起座シテ齋主ハ神前ノ左側ヨリ副齋主ハ右側ヨリ竝ヒ進ミ昇殿ス、先ツ齋主進ミテ御錠ヲ解キ御鑰ヲ案上(案ハ儀メ御障ノ側ニ置キ、再次ニ二人左右ヨリ進ミテ御錠ヲ除キ各之ヲ案上ニ置キ再ヒ進ミテ御扉ヲ開ク、次ニ齋主ハ神前ニテ再拜拍手ニ(此間副齋主ハ平伏)畢リテ齋主ハ側ニ候シ副齋主ハ拜殿(又ハ幄舎)ニ著ク。

閉扉 齋主ハ副齋主ノ進ミタル時神前ニテ再拜拍手(此間齋主ハ平伏)次ニ二人左右ヨリ御扉ヲ閉ヂ御錠ヲ鎖シ齋主御鑰ヲ捧持シ齋主副齋主共ニ下殿復座。

其他ノ行事ハ總ヘテ一人開閉扉ノ時ノ例ニ準ス。

開扉閉扉は御神殿の御戸を開き、又閉ること、祭使の儀式、即ち祖先神祇を待遇する禮の始めと終りとである。古昔未だ御神殿の設けが少なく、神籬を建て祭使を行ふて居つた時代には降神とか昇神とか云つたのと同じ意味で、神を迎へ神を送るのである、恰かも客を迎へ送るが如きもので始を慎み終りを完ふし、始終誠意を以てせねばならぬ。

○開扉 本殿の御扉を開き奉るを云ふ○所役 役目の者○御鑰 本殿の御扉の御鑰を云ふ○捧持 恭しく捧げ持つ○齋主 神社祭式に所謂神官(今は神職)の長官なり○主として祭事に従事するは、齋員の長、なほ齋は祭と書く

も不可なし○警蹕 神又は至尊の出御の時、人を警むる聲、さきばらひの類なり○階下 本殿の階段の下○御錠 本殿の御錠○解き はづすこと○案上 案の圖は別に在り、小形の方○奏樂 音樂を奏づること○復座 自分の座に復ること○閉扉 開きし御扉を閉ること○鎖 錠をおろすことなり。○副齋主 神社祭式の所謂神官(神職)の次官なり、齋主を助けて、祭事に従事する人、齋主に事故の生ぜし時は直ちに代人○拜殿(又は幄舎)に退く、前の復座と同じことなり。

以下之を詳細に説明すれば。

○開扉 御扉を開き奉るには、先づ役目の者御扉の御鑰を恭しく捧げ持ち、進んで齋主の下座の膝の斜の三尺位手前の處に到り跪き斜に三步膝行して御鑰を持ち換へ、齋主に進む、進め畢て斜に三步膝退し懷中し居りし笏を取り出し、一揖し起て下座に斜に三步逆行して自座の方へ廻轉し退いて自座の前

に到り一揖し、座前に著して座し、座し畢て一揖、齋主は御鑰を御鑰の所役より受取り、所役が復座せし頃一揖して起ち、一揖して進み、本殿の階下に到り、一揖（深揖）し沓を脱ぎ一段、一段と昇り、昇り畢りて下座の足を折りて斜に大床に附け次の足を之れに整へて神前へ斜に向つて平伏す、是より先き警蹕所役は、齋主が御鑰を受取りて神前に進む時、其の後より進み、階下所定の所に到り座して、一揖し笏を端して候ひ、齋主が御鑰を開き奉る時を待つ、さて齋主は平伏の後、膝行して（大床の上は凡て膝行膝退）先づ御鑰を以て御錠を解し、其の御鑰を御扉の側の案上に、（此の案は前以て御扉の側の便宜の所即ち體裁も好く又所作に差支へぬ所に設け置くべし）置き、再び進むて御錠を除き、案に到り之れを御鑰の前に置き、更に進むて、先づ雄扉を開き奉り、次に雌扉を開き奉る。（正中を横ぎる時は、一反正中にて膝を整へ一揖すべし）此の間、伶人は音楽を奏し、警蹕所役は警蹕を稱へ、參列者

一同は平伏す、齋主は御扉を開き奉り畢て懷中せる笏を取り出し神前に進み、先づ深揖し次に再拜（居拜にても起拜にても宜し、されど起ては神座を見下すが如き構造の社殿は必ず居拜すべし）次に拍手二つ居拜一度、畢りて深揖し側の座に著き深揖して候ふべし、（社殿の構造により祇候の座は外陣なるもあり、大床なるもあるべく、階下なるもあるべし）先に階下に候せし警蹕所役は、齋主が側に祇候の時一揖して起ち三步逆行し、自座の方へ廻轉し退いて自座の前に到り一揖して、座前著座し、座し了つて一揖す。
 ○閉扉 先づ齋主は祇候の座より深揖して神前に進み、此の時、警蹕所役は一揖して自座より起ち、一揖して進み階下所定の所に至り、座して一揖し笏を端して、閉扉を待つ齋主は先づ深揖、次に再拜、次に拍手二つ、次に居拜一つして深揖し畢て雌扉の方に到り笏を懷中し、其の御扉を閉て奉り、次に雄扉を閉て奉る。（正中を横切る時、一揖閉扉の時の如し）、この間奏樂警蹕、

及參列員一同平伏のこと、亦前の如し。さて齋主は御扉を閉て畢て御扉の側の案の方へ到り、先づ御錠を執り御扉に鎖し、次に再び、案前に到り、御鑰を執り階に降らんとする所まで來り神前へ斜に向つて平伏し神座に向つて上座の足より一段一段と降り、降り畢つて、向返つて沓を穿き、一揖（深揖）し、三步逆行して、自座の方へ回轉し退いて自座の前に到り一揖し座前著座し、座して一揖す、是れより先き警蹕所役は、齋主が御扉を閉て奉り、御錠を鎖し、次に御鑰を取りに行く頃一揖して起ち、三步逆行して自座の方へ回轉し、退いて自座の前に到り、一揖して座前著座し、座して一揖す、さて御鑰の所役は齋主が自座へ座して、一揖する頃、一揖して起ち一揖して進み、齋主の下座の膝より斜に三尺手前にて跪き、一揖して笏を懷中し斜に三步膝行して、祇みて齋主の授けらるゝ御鑰を受け恭しく捧持して三步膝退し起つて自座の方へ回轉し退いて自座の前に到り、座前著座して座す。

二人即ち齋主と副齋主との二人にて開扉若しくは閉扉を奉仕する場合は左の如し。

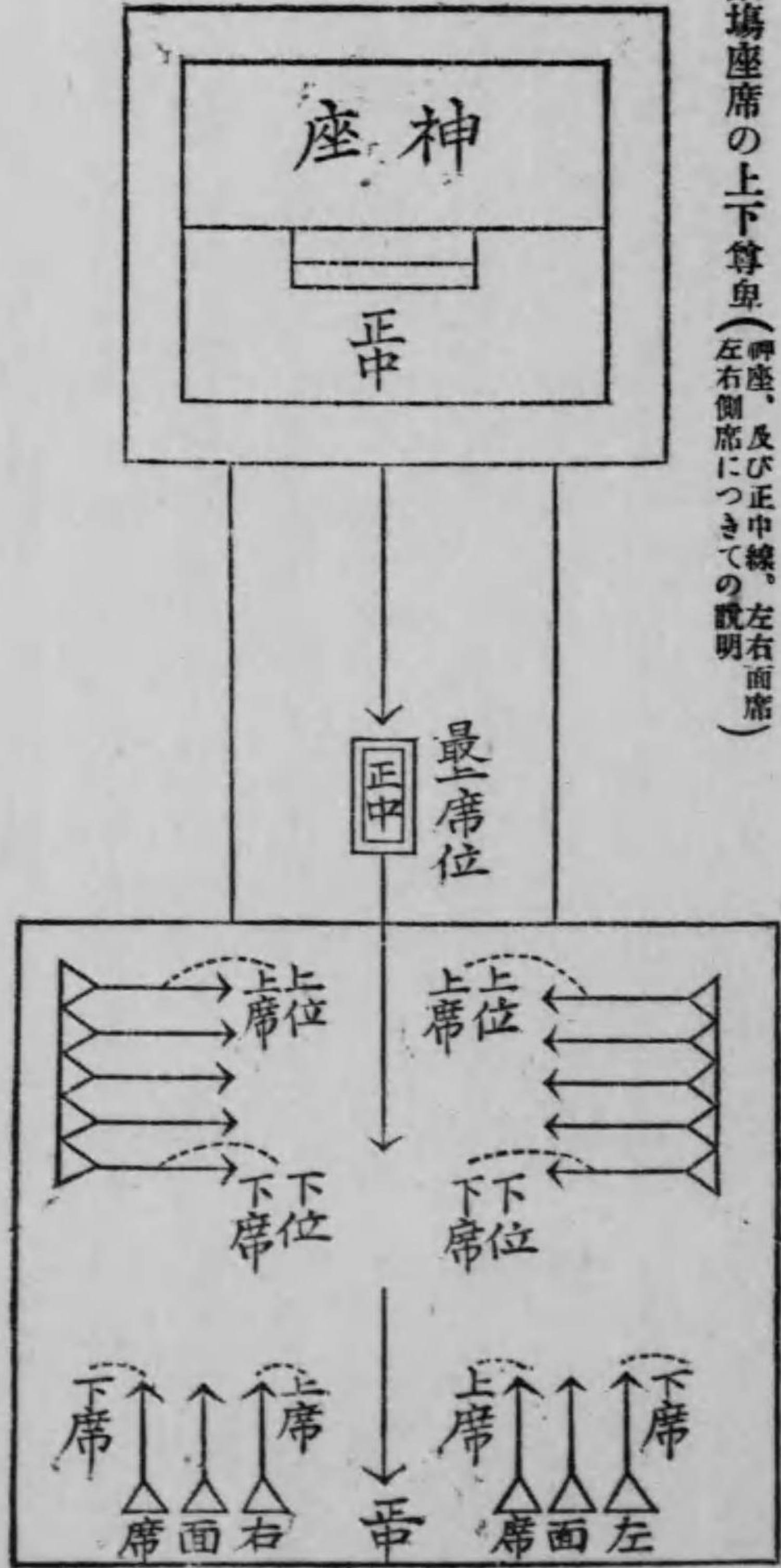
○開扉 齋主が所役より御鑰を受取り捧持して一揖する時、副齋主も一揖し共に起つて、又共に進み齋主は神前の左側より、副齋主は右側より、並び進み階下に到り共に一揖（深揖）し共に沓を脱いで、段を共に一段一段と昇り昇り畢て同時に下座の足を折りて、斜に大床に著け、次に他の足を之れに整へ共に平伏す、次に先づ齋主のみ進みて御鑰を以て御錠を解き、其の鑰を御扉の側の案の上に置き（一人にて奉仕の時）は案は一方のみなるが二人奉仕の場合、合は、兩側に置くべし）て、更に神前に進まんとする時、副齋主は懷笏し、齋主と歩調を合せて左右より進み齋主は牝錠、副齋主は牝錠を左右に開く、開き畢つて、齋主は懷中の笏を取出して、神前に進み先づ深揖、次に再拜、拍手二つ、居拜一度、畢つて深揖し側（一人の時）の如し）の座に著き、一揖

(深揖) し笏を端して候ふ。副齋主は御扉を齋主と共に開畢つて懐中の笏を取り出し齋主が拜中は、平伏し、齋主が側の座に候する時平伏して、階を降り、降り畢りし處にて、向返つて、沓を穿き、深揖して三步逆行し自座の方へ回轉し、退いて拜殿(神社の都合に依り幄舎なるものあり)にある自座の前に到り、一揖して座前著座し、座して一揖す。

○閉扉 齋主は、副齋主が進み來りて、階を昇り大床にて斜に平伏せし時、深揖して祇候の座より神前に進みて、先づ深揖、次に再拜、拍手一つ居拜一度し、畢て深揖す。此の間、副齋主が平伏すること前の如し。次に齋主、副齋主の二人は、各々自分の傍の御扉の所に到り、懐笏し、次に左右より御扉を閉ち奉り、更に左右に別れて、案上の御帖を取りに行き、取つて左右より歩調を合せて、進み、左右より御帖をおろし副齋主は階を降らんとする處まで行き懐中の笏を取出し、齋主は案前に到り、御鑰を捧持し來り階を下らん

とする所まで到り、共に斜に平伏して、階を下り、向返つて沓を穿き、深揖して三步膝退して各々自座の方へ回轉して、自座の前に到り一揖して、座前著座し、座して一揖す。

祭場座席の上下尊卑(御座、及び正中線、左右面席)



さて以上即ち二人にて奉仕する開閉扉は、一人の開閉扉の時と異りたる點のみを掲げしものにて、例へば開閉扉の時、奏樂警蹕、一同平伏、又は先づ所役が、齋主の處へ御鑰を持ち行き、齋主が復座せし時、所役が御鑰を受取りに行くことは、總べて除きて掲げざるが故に、一人にて奉仕する開閉扉の時の例に準じて知るべし。

座席の左右は神座を基本とし、動作の左右は自身を基とす、其他推して知るべし。

二、神饌 献 撤

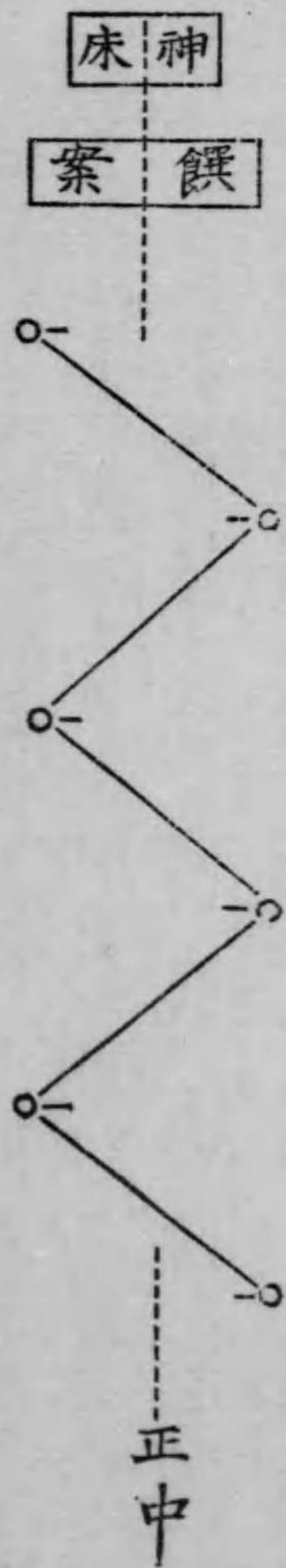
○撤饌 先づ陪膳進みて案前に候し、手長順次進みて正中の左右に斜めに相對して分候す、次に陪膳神饌を撤して手長に傳へ、手長次第に之を膳部(膳部(神饌候す)に傳ふ(奏樂))畢りて末席より順次復座、次に後取饌案及簀薦を撤す。祭場の都合に依りては手長一方に整理して献撤し、又は各自に捧持して献

撤することあるべし。

○献饌 先づ後取簀薦を鋪き、饌案を設けて復座、次に陪膳進みて案前に候し手長順次進みて正中の左右に斜めに相對して分候す、次に膳部(膳部(神饌候す)に傳ふ(奏樂))畢りて末席より順次復座。

此の神饌を献へたり撤たりするのは、祭祀の要旨たる食を供する行事である、されば特に注意を拂ひて、先づ其の品物の選擇に意を用ゐ、始終恭敬と清潔とを盡し、誠意を以て事に従はねばならぬ、是れ恰かも客を請じて御馳走をするに、假令山海の珍味を備へ、膳碗の美を盡しても、其の事に當るもの言動が不謹慎にして誠意に缺ぐる所があれば、之を享る來賓の方でも大に不快を感じると同じである、人間同志すら然りであるから、況して神祇に奉仕するには、特に戒心せねばならぬ。

○神饌 品目神社祭式にあり、神に奉つる御馳走なり○献撤 たてまつること、さげること○献饌 神饌を献まつること○後取 もとはしんどりといふ今は略してしどりと云ふ、後方に在りて事を取る人、下役の事なり○簀薦 眞ごもを簀の如くあみたるもの○陪膳 はいせんと讀みて、神饌を神へ奠つる人、古昔 天皇に供御を奉る時伺候せし人を陪膳とも云へり、所謂給仕人なり○手長 神饌の傳供人○正中の左右に斜めに相對して分候す、千鳥形なり、左圖の如し。



○撤饌 神饌を撤却ること○竝列 ならぶこと。

○献饌 神饌を献ずるには先づ後取法の如く座を起ち簀薦や饌案を置く所に行き跪いて一揖し懷笏して先づ簀薦を執り神前に進み鋪く可き所より三步手前にて跪き三步膝行して法の如く鋪き、畢て三步膝退して懷中より笏を取り出し一揖して起ち三步逆行して案を置ける方へ回轉し案前に到り、前の如く跪き、三步膝行して法の如く、案を薦の上に設け、三步膝退して懷中の笏を取出し、一揖して、三步逆行し、自座の方へ回轉し自座の前に到り法の如く座す。次に陪膳は後取が復座したる頃、法の如く起ち饌案の前へ進み神前へ斜に向つて、座して深揖し、次に正中に向直る、陪膳は手長が座し畢るを見て、懷笏して、拇指を内にして握るが如くせし兩手を兩膝頭の外角の座に著けて候す。次に膳部は(膳部は前以て神饌所に候し諸般の事に注意す)皆が懷笏し祇候せしを見て懷笏神饌を執り膝行にて(以下凡て膝行を以て通則とす)最後の手長に少しく退いて一揖す、最後の手長は膳部より受けて、次の

手長に正中にて渡し、又一揖、斯くの如くにして上へ上へと正中にて渡し、陪膳に到る陪膳之を受けて、法の如く案上に奠り一步退いて一揖して次の神饌、次の神饌と奠り、(獻饌中は音楽を奏す) 畢りて初め祇候せし座に到り、笏を懷中より取出し、持笏の體に復す。手長順次之に倣ひ、畢つて最終の手長より順次一揖して、下座の方へ臀を向けて自座に到り法の如く著座す、陪膳は最後に神前へ斜に向ひ深揖して起ち三步下座の方へ稍々斜に逆行し下座へ臀を向けて回轉し法の如く著座す。

○膳部 神饌の調理方、陪膳に次いで重き役なり。神饌の臺數、案の列數、傳供員の奇偶、首尾ある物は其の向け方等微細の點に至る迄注意を要す。

○撤饌 先づ陪膳獻膳の時の如く案前に候す、手長亦然り。陪饌は座し、畢りしを見て懷笏し、先づ撤却すべき神饌の前に進む手長順次懷笏して、祇候して神饌の撤り來るを待つ、さて陪膳は先づ撤却すべき神饌の前に到り、一揖

し一步進みて法の如く撤し、最始の手長に渡さんとて來る。最始の手長先づ一揖して之を受く、以下順次一揖して正中に受くること、獻饌の時正中にて渡しして揖をするが如し、斯くして膳部に到る、(膳部は前以て、神饌所に候すること前の如し) 膳部一揖して之を受け、神饌所の案上を撤却す。斯の如くして順次撤却し(撤却中奏樂) 畢りて陪膳より順次懷中の笏を取り出す、次に一番末の手長より前の如く復座す次に行取は陪膳の著座するのを見て、一揖して起ち一揖して進み神前の薦の前、三步手前にて跪き。一揖して懷笏し三步膝行して案を法の如く執り、三步膝退して起ち、三步逆行して案置場の方へ回轉し、置場に到りて置き懷中の笏を取出し、直ぐ神前に進み法の如く案を撤して復座す。

祭場の都合により、前の如く千鳥形に分候せられざる時は手長或は一方(神饌所の有る方よろしかるべし) に並列して神饌を獻撤することあり。又は各

自に神饌を一臺一臺捧持して献撤することもあり。

抑々神饌を献撤することは、宮中に於て至尊に物を献る作法より出でたるものであるから、神社に於て献撤するにも、徒らに多数の手長を置き、これを以て祭儀の盛且つ嚴なるものゝ如く思惟して、時間を空費し、煩雜支障を來たすは宜しくない、全體祭儀は俗間の歡心を買ふを目的とするものでないから、これ等の弊風を打破し、神座は靜肅に敏捷に執行せねばならぬ、特に祭場の狭く、祭員の少數なる大祭等は一方並列に據るのが便宜である、能く注意すべきである。

三、御幣物献撤

○献幣 先づ後取簀薦を鋪き、幣案を設けて復座、次に屬御幣物(雲脚臺)を辛櫃より出し捧持して假案(檜め便宜の)の上に置き側に候す、次に齋主御幣物を捧持して神前の案上に奉奠し、再拜拍手に畢りて本所に復す、屬拜殿(又は幄

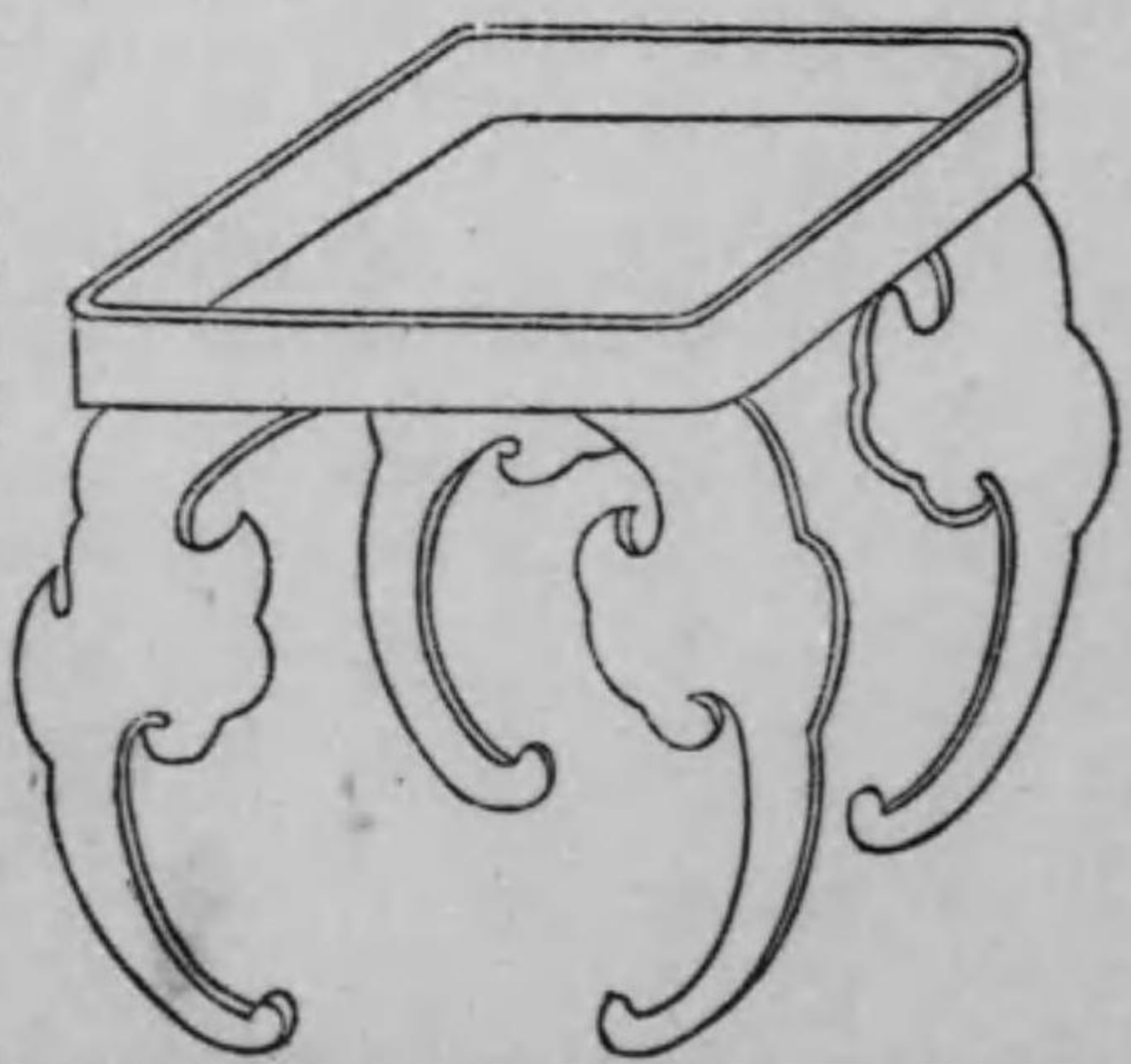
舎)に著く。

○撤幣 其の儀撤幣饌に同じ。

御幣物は即ち幣帛であつて、之を献ずるは神饌と共に祭祀の要旨であつて祭典に際して幣帛を献つるのは、恰かも子が親に仕へて衣服を供すると等じ意味のものである。されば上古に於ては裁縫せる御衣を献りて居つたが、後には布帛の類を以て之れに代へ、遂には通貨即ち料金を以て之れに換ゆることになつたのである。

○御幣物……宮内省又は國庫より(但し國幣社例祭)献せらるゝ御幣物、(今は金幣) ○献幣 御幣物を奉ること、撤幣は下げること ○幣案、

雲脚臺 一尺四方



御幣物を奉奠する案、神饌案の如し、但し少し短かし○屬、府縣廳の屬官、地方長官に隨行し來りしもの○雲脚臺、脚雲形の臺、圖の如し○辛櫃、櫃に足のあるものを云ふ。

○獻幣、先づ後取簀薦を正中(神饌の前)に鋪き幣案を其上に設けて自座に復すること獻饌の時の如し、さて後取の敷設畢らば、辛櫃の側に祇候し、居りし屬は一揖して辛櫃の前に到り、一揖して笏を懷中し少しく進むで、辛櫃の中より(蓋は他の者取るべし)御幣物を雲脚臺のまゝ取出し、(三方の持方に準ず)恭しく捧持して、後取が敷設せる案にあらざる假案(此の案は前以て便宜の所に設け置く)の上に置き、少しく退いて一揖して假案の側に祇候して一揖し、次に齋主は之れを見て祇候の座より法の如く下り來りて假案の前に到り一揖して笏を懷にし、少しく進むで恭しく御幣物を捧持し神前の案の上に奉奠り、退いて一揖(深揖)し再拜拍手二つ居拜一度し、畢りて一揖(深

揖)し祇候の座に法の如く復す。屬は齋主が御幣物を案上に奉奠するを見届け一揖して、拜殿(又は幄舎)にある自分の座へ進み法の如く著座す。(この時始めて自己の座に復するなり)

四、祝詞奏上

○地方長官祝詞奏上 先づ後取軾を所定の座に鋪きて復座次に屬祝詞を捧持し長官の座側に就きて之を進む長官受けて笏に持ち添ふ屬復座次に長官祝詞座に著き再拜祝詞を懷中し笏を置きて拍手二祝詞を取出し左側にて徐に開き之を押し合せて一揖し目通に捧げて奏上す(此間一)畢りて又押し合せて一揖し左側にて徐に巻き納め懷中して拍手二笏を把り祝詞を持ち添へて再拜畢りて復座次に屬長官の側に就き祝詞を受けて復座次に後取軾を撤す。
○齋主祝詞奏上 其の儀地方長官祝詞奏上に同じ。
祝詞奏上は祭祀の要旨たる衣食住を献りて、報本反始の誠を致す趣旨、及

ひ祈願奉告等の眞情を神祇に開陳して、その感應を亨けんとする所作であつて、神人の最も接近せる時期である、此の所作は祭儀中極めて重大なるもので、恰かも賓客を請して挨拶し談合すると同じく、誠意内に満ちたりとてもこれを現はす形式が缺けて居れば、どうしても客は満足しないのみか、却つて不満を感じることもある、況して神祇に對することであるから、熱誠を捧げ、謹慎に謹慎を加へ、語調に誤りなく、音聲は明晰嚴格、しかも流暢でなくてはならぬ。

○地方長官 縣知事の事なるも、郡長、町村長、及知事以下の代理者を指すものと知るべし○軾は圖に示すが如し。

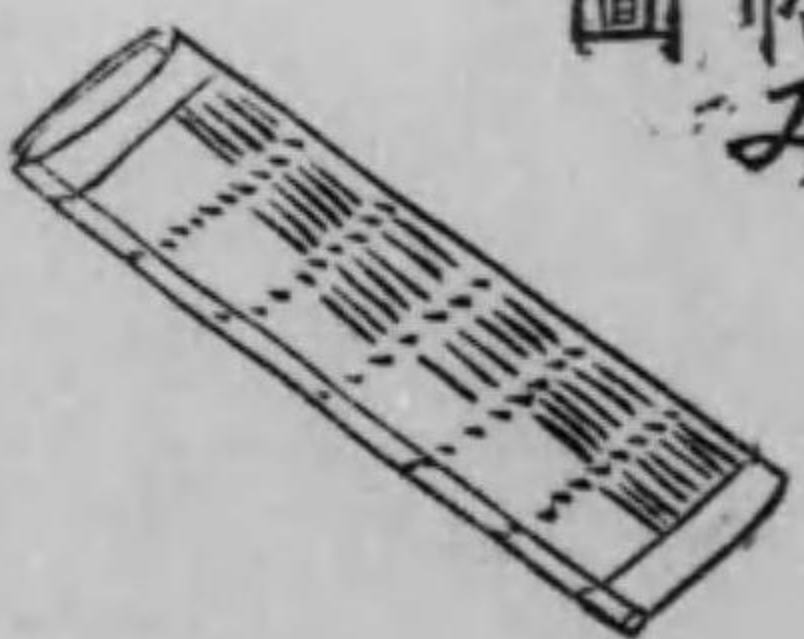
地方長官祝詞奏上 先づ後取軾を所定の座に鋪きて復座。(其の儀簀簾を神前に鋪く儀に準ずべし)次に屬は祝詞を捧持し、長官の座側に就いて、之を進め、進め畢りて復座す。(其の儀、所役御鑰を齋主に進め、畢て復座するに

軾を敷きたる圖



後

軾を帖みたる圖



同じ)長官は、之れを笏裏に受けて、笏と共に持ち、屬の復座なさば、一揖して起ち、一揖して進み祝詞座の前に到り、一揖(深揖)し、跪き、左右座と少しつゝ膝を進め、軾に座し一揖、(深揖)次に再拜、(起拜)次に祝詞の添はりある笏を左の脇に立て、右手にて祝詞を取り懷中し、次に笏を右側に置き拍手二つゝ次に祝詞を懷中より取出し、左側にて先づ折端を右手にて開き、他を左手にて徐に開き之を前にて押し合せて一揖し、起上つて祝詞を開き、

目通まで捧げて奏上す。其聲は普通の音聲を以て、明瞭に奏上すべし。(此の間參列者一同平伏す)奏し畢りて又押し合せて一揖し左側にて、先づ左手にて徐に巻き折端だけを残り、次に右手にて其の折端を折りて右手にて之を懷中し拍手二つ次に右側の笏を把り左脇の上に立て右手にて懷中の祝詞を取出して笏裏に添へ、次に再拜(起拜)し居拜一度し畢つて一揖(深揖)して爪立ち左右右と少しづつ膝退して起ち。一揖(深揖)して三步逆行し自座の方へ回轉して法の如く復座す。次に屬長官の座側に就き、祝詞を受けて復座。次に後取軾を撤すること等皆前に準じて知るべし。

齋主祝詞奏上 其の儀地方長官祝詞奏上に同じ。

五、玉串奉奠

○地方長官 又は 玉串奉奠 先づ後取簀薦を敷き、玉串案を設け軾を鋪きて復座次に屬玉串を執りて長官 又は の座側に就きて之を進む、長官 又は 受けて案

上に奠し玉串は表を上にし、拜座に著きて再拜拍手に畢りて復座。

○齋主玉串奉奠 其の儀地方長官 又は 玉串奉奠に同じ。

諸員拜禮畢りたる時は後取軾玉串案及簀薦を撤す。

玉串は神祇を拜禮する時に之を奉奠して、敬虔の誠を致す個人的幣帛である、然るに神社祭式大祭の次第によれば、供進使及び齋主のみ之れを獻ることとなつて居る、之は祭儀中最も重大なる任務を有するを以てである、さればその責任あるものは、常にこの作法に習熟して過失なきようにせねばならぬのである。

地方長官(又は次官)玉串奏奠 先づ後取法の如く神前に簀薦を鋪き其上に玉串案を設け、更に其前に軾を鋪きて復座。次に屬は法の如く起て玉串を執り長官(又は次官)の座側に就いて之を進めて復座、長官(又は次官)は之を受けて一揖して起ち、一揖して進み玉串案前の軾に到り、一揖(深揖)し

跪き三步少しづ、膝行して座し、又深揖して玉串を持換へ、其の表を上にし其の本を神前に向け、案の上に奉奠し畢て笏を懷より取出し一揖（深揖）し少しづ、膝退し、起つて一揖し、拜座し、法の如く著座す。

先づ深揖、次に起拜（居拜にてもよし）を二度し、笏を右側に置き、拍手二つして居拜一度し、畢つて一揖（深揖）して、法の如く復座す。

又次官とせるは神社祭式に依れば地方官の参向する御祭典中國幣社の例祭のみは地方の次官参向し、玉串を奉奠するが故に、かく記されしなり。

○齋主玉串奉奠 其の儀、前に同じ。

屬を始め参列者一同の拜禮が、畢つた時、後取は軾、玉串案、簀薦等を撤却すべし。其儀前に準じて知るべし。さてこの諸員拜禮に祭員一同列拜のことあり、これは座席の上下の順序によりて進み其座席亦席の上下による、拜其の他凡て前の人に倣つて行ふべし。引く時は末座の人より順次引くべし。

六、修 祓

先つ所役案前（案前に案上を敷き及案を鋪し案上に大麻を安す）に進み祓詞を讀み（祝詞奏上の儀に準ず）畢りて大麻を執りて祓を受くべきもの、前に進み之を祓ひ（祓を受くる者は平伏）畢りて大麻を案上に置き復座す。先づ所役案前（式に先立ち祓所に簀薦及案を鋪設し案上に大麻を安置す）に進み祓詞を捧讀すべし。（其の儀は祝詞奏上の儀に準ず。しかし祝詞を持たずに讀む時は、祓候の體にて奏上すべし。）捧讀し畢らば、祝詞奏上の時の如く左側にて巻き、懷中し、拍手二つ、次に右側の笏を執りて、左股の上にて法の如く笏の下部を執りて、再拜二度、居拜一度し、深揖して、更に笏を懷中し、膝行して、大麻を法の如く執り、膝退して、一揖し、祓ふべき人の方に回轉し、其の人の前に到り、跪き、少しく膝行して、一揖し大麻を法の如く持ち換へ、左右左と祓ひ（此の時祓を受くる者は皆平伏すべし）祓ひ畢つて少しく膝退し、起て神前へ臂を向けぬ様にして神前の方へ向き神前に到り

て、跪き、一揖して膝行し、大麻を案上に置き、更に膝退して一揖し法の如く復座す。

七、大祓切麻

先づ所役案前に進み切麻の三方に捧持して参列者の前に据う、次に参列者各自に切麻を執りて祓ふ、畢りて所役三方を案上に置き復座。先づ所役案前に進み、跪き一揖し、懷笏し膝行して切麻の入りある三方、(前以て案上に置く)を捧持して三步膝退して起ち、法の如く回轉し、参列者の前に到り跪き、少し膝行して、これを参列者の前に据う、参列者は各自之を取りて祓ふ、参列者祓ひ畢らば三方を執り膝退して立ち、案前に到り、跪き膝行して、之れを案上に置き膝退して笏を出し一揖し法の如く復座す。

第二編作法

作法とは所謂禮儀作法で、自己の起居振舞を指すものである、我國は古來より海外人の爲めに、君子國禮儀國として賞讃敬慕されて居る。然るに世には往々禮法の眞意を解せず、徒らに形式にのみ拘泥するものもあれば、又一方には粗野豪放にして、自ら野人禮に嫻はらざるを自慢し、禮法を以て虚飾の如く考ゆるものもある、此は双方共大なる誤りである、全體禮儀作法は時代に依り風土に依り、其他周囲の事情習慣に依りて、多少の相違する點はあるけれども、要するに起居進退を自然的に調節するものであつて、心に誠かあり、人に對し、事に當りて敬虔の念があれば、其の作法は自と法式に適ふものである、夫で禮儀作法は他に處する自己の誠心を表白する自然の動作であるから、強て末節に拘泥するは宜しくないと同時に、又態と粗放を恣にして、豪壯を衒うのは、甚だ笑ふべきである。

元來禮儀作法と云ふものは、自然と身體の起居動作に適ふように便利に拵

へてあるものであるけれど、能く慣ない間は、何となく面倒に感せらるゝこともあるが、少し慣れると誠に便利で重寶なものであつて、遂には不知不識節に中るようになるものである、そうなるると其の人の振舞は如何にも、優美であり、閑雅であり、神人共に感格するに至るものである。

偕て本編に規定せられたる作法は、上下二段より成り、上段は比較的簡單なる作法を規定して、二十六節に分れ、下段は比較的復雜なる作法を規定し七節に分れて居る。

作法の上

一、座法

兩足の拇指を重ね、少しく膝を開き、左右の手先を腰前に控へ、體を垂直にして正面するをいふ。

○座法 座は坐る席のこと、坐は坐ること○垂直 絲の先へ重りを附けて下げし如く眞直なること。

座し居るには、先づ膝を正しく折り重ねて座し、兩足の拇指と拇指とを重ね（左を上にする、但し長座の時は組換るも差支なし）膝頭を、膝と膝との間に、更に片膝を入れ得るよりは、少しく多く開き、腰の附根より、凡そ二寸位先へ拇指を内にせし手先、横に立て、控へ、腹に力を入れて體を眞直にし正しく前方凡そ十尺位の下を見るべし、此の時口を鉗み頭を眞直にす。

二、立法

兩足の踵を接し、少しく爪先を開き、左右の手先を下腹の邊に控へ、體を垂直にして正面するをいふ。

立ち居るには、兩足の踵を接し、其の爪先と爪先との間に、更に片足を入れ得るよりは、少しく多く開き、左右の手先を下腹の邊に座法の時の手先の

如くして控へ、腹へ力を入れて、體を真直ぐにし、前方凡そ二十尺の下を見るべし、口を鉗み、頭を真直ぐにすること前の如し、要するに體操の氣付の姿勢と同じ型なり。

三、座 揖

座したるまゝ正笏して、笏の下方を腹部に引くと共に腰を折るをいふ。

座 揖

○座揖 座は坐るなり、揖とは推讓の意なり、會釋なり○正笏 二十五項に在り○下方 手にて持てるあたり○腹部 腹を大うかに指す、茲にては臍の下邊なり。座揖とは正しく座せるまゝ、先づ正笏して笏の下方を腹部へ引き附けると、共に腰



を折るをいふ。起揚る時は起揚るに隨て笏を持って手を左右に別つべし。凡て前へ屈する時は笏に隨れて體屈する心、起揚る時は、體に隨れて、起揚る心あるべし。

四、立 揖

立ちたるまゝ正笏して、笏の下方を腹部に引くと共に腰を折るをいふ。○揖に深揖、小揖の別あり、腰を折ることの淺深に依る、揖は座の起著、列の離就、階段の昇降、殿舎及神門の出入、物品の授受、奠前の進退、行事の前後、沓の著脱等にありては、正笏せざることあるべし。

○殿舎及神門 御殿、又は鳥居等○尊前 神祇は勿論、又高貴の人の前立揖とは正しく立ちたるまゝ、先づ正笏して、笏の下方を腹部に引くと共に腰を折るをいふ。起揚る時座揖の如し。揖には深揖、小揖の別あり。腰を折る程度の深淺に依る、深揖は苦しから

ざるまで、充分腰を折るべく。小揖は其の半ばを折るべし。深揖は神前近き所及正中に行ふ揖なり。

立揖

揖は座を起たんとする時、起ちし時、著かんとする時、著きし時、列を離れんとする時、就かんとする時、就きし時、階段を昇らんとする時、降りし時、殿舎、及び神門等を入らんとする時、入りし時出でんとする時出でし時、物品を受けんとする時、授けし時、尊前に進まんとする時、進みし時、退きし時、後事に取懸らんとする時、後事を終りし時、沓を脱がんとする時、穿きし時等に行ふ所作なり。但し時處位に依り、略くことあり。例へば、座の起著の如き、其の時處位に依り起た



んとする時、著きし時、換言すれば、事の最初と最終とのみ行ふことあり。要するに神前近き所、又は上役の者は繁く。神前に遠き處、又は下役の者は、簡なり。

神饌の献撤、祝祠奏上の前後、及神籥を捧持し居る時は、唯腰を折るのみなり。なぜなれば祝祠奏上の前後、及御籥を捧持し居る時は、手に祝祠若しくは御籥あるが故、笏を持ち、笏を正すること能はず。又神饌献撤の場合の揖の時、一々懐中の笏を取り出して、揖をし居りては、甚だ煩はしく、且つ之れが爲に、時間を要し、神祇に對し奉り、恐縮の至りなればなり。

五、起 拜

右膝より立ち、左足を進め、兩足を踏み整へて體を正くして笏頭を目通に上げ左膝を伏せ尋ぎて右膝を俛伏するをいふ。

○起拜 古は起の字なし唯拜といふ。

起拜は、先づ爪たち、次に右膝を立て、次に起ち乍ら左足を右足に整へ、
 體を真直ぐにし、次に正筋して、真直ぐに、重々しく目通迄上げ、次に腰を
 徐々に折りながら、先づ左膝を引いて伏せ、尋いて右膝を引いて、左膝に整
 へ體の略々平らかになるまで、俛伏すべし。此
 の時首垂れ、首筋の顯はるゝは無禮にして、見
 苦し、首を真直ぐにすべし。

居拜

六、居拜

座したるまま正筋して筋頭を目通に上げ正座し
 て俛伏するをいふ。
 居拜は座したるまゝ、先づ正筋し、次は筋頭
 を真直ぐに目通まで上げ、徐々に腰を折り俛伏
 するをいふ。



七、立拜

立ちたるまゝ兩足を踏み整へ體を
 正して正筋し筋頭を目通に上げ腰
 を屈折するをいふ。

立拜

立拜は正しく立ちたるまゝ、先
 づ正筋し筋頭を目通り迄上げ徐々
 に腰を充分に折るをいふ、立禮の
 時行ふ拜なり。



八、拍手

両手を合せ靜に左右に開きて拍ち合するをいふ、座せる時は置筋し立てる時
 は懐筋して行ふものとす。

○拍手 世俗、拍手と書きかいはでと稱す、手篇を木篇に誤りしより起れり

○置笏 二十二にあり。○懷笏 二十四にあり。

拍手は先づ胸前にて、兩手を合せ、右手を少しく引き、靜に自分の身巾位開きて、拍ち合するをいふ、座せる時は置笏し、立てる時は懷笏して行ふものとす。

九、起座

先づ兩足を爪立て次に右膝を起して立ちながら左足を進めて右足に踏み整へ

或は右足を引きて左足に踏み整ふるをいふ。

進む起座は左足を進む方に依り退く起座は右足を引く方に依るものとす。席に上下の別ある時は下座の膝より起すものとす。

○進む起座 是より尊前に進まんとする時、座を起つをいふ。○退く起座 是より下座へ退かんとする時座を起つをいふ。

座を起つには、先づ兩足を爪立て其の上に臀を載する如くし、次に右膝を

立て、起ちながら、左足を進めて右足に整へ、或は起ちながら、反對に右足を引いて左足に整ふるをいふ。

進む起座は、右足に左足を進めて整ふる方に依り、退く起座は、右足を引いて、左足に整ふる方に依るものとす。

以上は席に上下の別なき、正中の場合なるが、席に上下の別ある時は、下座の膝より立つべきものとす。

なほ世の禮法家は正中の場合を記憶し易からしめんが爲めに、進左退右起右座左と稱せり。此の語を記憶し居らば、實際に臨んで益を得ること多し。

十、著座

先づ左膝を突き次に右膝を突き整へて座するをかふ、進む著座は、左膝を前方に突きて右膝を突き整へ、退く著座は、左足を引きて膝を突き右膝を突き整ふるものとす。

座前より著座する時は、先づ左膝を突き、回轉して座するものとす。座後より著座する時は、先づ左膝を突き、膝後して座するものとす。席に上下の別ある時は、總べて上座の膝より突ちものとす。

著座は先づ左膝を突き、次に右膝を突くべし。

進む著座は、先づ立體の姿勢より、膝頭を座に著けず、爪立つ姿勢に移り次に左の膝頭を座に突き、次に右の膝頭を突き、座するをつひ、退く著座は立體の姿勢より先づ左足を引き乍ら、其の膝頭を地に著け、次に右膝を引つて、其の膝頭を左の膝頭に整ふるものとす。

座前より著座する時は、先づ立體の姿勢より、膝頭を著けずして爪立つ姿勢に移り、左の膝頭を突き、次に右を穿き、次に更に右の膝を立て、其足の拇指を左の膝頭に密着せしめ、次に徐ろに、左に回轉し、先づ右の膝頭を著け次に左、右を引いて、之れに座後より著座する時は、先づ立體の姿勢よ

り膝頭を著けず、爪立ち、次に左膝を突き次に右膝を突き、次に膝行して座するものとす。

以上は、席に上下の別なき時なるが、別ある時は上座の膝より突くものとす。

十一、進 退

進む時は左足よりし、退く時は右足よりす。席に上下の別ある時は、進む時は下座の足よりし、退く時は上座の足よりす。

進む時は、左足より進め、退く時は、右足よりす。

以上は、席上下の別なき時なるが、別ある時は、進む時、下座より進み、退く時は、上座より退くべし。

なほ進退中、折れ曲らんとする時は、體を曲げながら曲らんとする方の足の爪先へ、一方の足の踵をつけて曲り。又は體を曲げながら曲らんとする方の足の踵を一方の足の踵に著けて曲るべし。前者は、普通進む時に用ゐ、後

者は退く時に用ゐるれど、進も退も共に足の都合により何れを用ゐるもよし。又回轉のことあり。其の方法は退かんとする時は、回らんとする方の足を引いて、其の拇指を一方の足の踵に著け、次に體を回らし乍ら一方の足の踵を先に引ける足の小指の邊につけ、次の足を之れに調へ、進まんとする時は、回らんとする方の踵に體を回らし乍ら一方の足の踵を背中合せにし、次に回りし方の足を之に調ふべし。又進退中、止まる時は、進みし時後の足を前に進めて止まり、退し時は前の足を後に引いて止まるべし。

十二、膝 行

膝にて進むをいふ、先づ跪きて左膝を進め、次に右膝を進め、又左膝を進めて、右膝を突き整ふるものとす。

席に上下の別ある時は、下座の膝よりす。

膝行とは、膝にて進むをいふ。先づ跪き、左膝を進め、次に右膝を進め、

又左膝を進め次に此の膝頭に右の膝頭を整ふるものとす。凡て體重は進めざる足に置くべし。又一方の膝を進む時、進めざる一方の足の爪先は自然に進まり、進めし足の踵に附くやうにすべし。

席に上下の別ある時は、下座の膝より始むべし。

十三、膝 退

膝行の反對にして、右左右と退くをいふ、席に上下の別ある時は、上座の膝よりす。

膝行膝退は尊前の進退、神饌獻撤の時等に行ふ所作なり。其の程度凡そ三歩とす。

膝退は膝行の反對にして、右左右と退くべし、此の場合の體重は、引く方の足に自然に移つるなり。

席に上下の別ある時は上座の膝より始むべし。

膝行膝退は共に、尊前の進退及び神饌獻撤の時等に行ふ所作にして其歩數は凡そ三步即ち膝行にていへば左を進め、右を進め、又左を進めて、之れに右を整ふるをいふなり。故に長き所は、始めに歩行し、今三步といふ所にて、跪きて膝行すべし。

但し一步なる時もあり、又は二歩なる時もあり、更に多數なる時もあるべし例へば開閉扉の時の如き即ち是なり。尙歩行の時の如く、膝行膝退にも、曲折回轉あり。

先づ膝行の場合には、折曲らんとする方へ體を曲げ乍ら曲げんとする方の膝頭に一方の足の膝頭を付け、其の爪先きを充分開き、折曲らんとする方の足を之れに整ふべし。

膝退の折は體を曲げ乍ら曲らんとする方の膝頭を充分に開き一方の足を之れに整ふべし。

膝行の回轉は、座前より著座する所作に等し、膝退の回轉は、回らんとする方の爪先を一方の足の爪先きに接し乍ら、少し引き膝頭を少し上げ、爪先きにて回轉すべし。

十四、平 伏

正笏して背を平に俛伏するをいふ、開閉扉、祝詞奏上、渡御、御幣物通過受祓等の時に行ふ所作なり。

平伏は先づ正笏、次に其のまゝ腰を折り、背を平らかにして、俛伏すをいふ、この所作は殿上の所作にてし、御扉の開閉の時、祝詞奏上の時、神祇の御渡御の時、御幣物の通過の時、又は祓を受くる時等に行ふのである、起き上る時は、起きながら笏を共に持てる兩手を左右に分つべし。

十五、跪 居

兩膝を突き、爪先を立て踵の上に臀を置くをいふ、殿上にて應對、授受、及

薦、案、笏等を鋪設する時に行ふ所作なり。

跪居とは跪くをいふ、即ち兩膝頭を座に著け、爪先を立て、その踵の上に尻を置くといふ、是は殿上の所作にして人と應對する時、物品の授受の時、及び薦、案、笏等を鋪設する時に、行ふ所作なり。

跪居圖



十六、蹲踞

兩膝を折り蹲まるをいふ、神前に近き所を横ざる時、又庭上にて殿上の跪居と同じき時等に行ふ所作なり。蹲踞とは、しやがむことなり、うづくまることなり、此の時成るべく足臑

を地に付けんとし、折れて上向になり居る膝頭を少し開くべし、歩行にて神前近き所を横ざる時、又ば庭上にて殿上の跪居と同じ場合、即ち應對、授受及薦、案、軾等を鋪設する時等に行ふ所作なり。

蹲踞圖



十七、起立

兩足を踏み整へて起つをいふ立禮にて應對、授受等の時に行ふ所作なり。起立とは兩足を踏み整へ正しく立つ所作にて(立法)立禮をいふ、應對授受のとき行ふ所作なり。

十八、磬折

立ちたるまゝ正笏して腰を折るをいふ、座禮の平伏と同じ所作なり。磬折とは、立ちたるまゝ、先づ正笏し其のまゝ腰を折るをいふ。立禮の所作にて、座禮の平伏と同じき時に行ふ所作なり。即ち開閉扉、祝詞奏上、渡

御、御幣物、受祓等の時行ふ所作なり。起揚る時は、起揚り乍ら自然に笏を
持ちたる手を左右に別つべし。

十九、屈行

腰を折りて歩行するをいふ、立禮にて神前を横ぎる時等に行ふ所作なり、其
の程度凡そ三步とす。

○屈行とは持笏のまゝ腰を折りて歩行するをいふ。

立禮にて神前を横ぎる時等に行ふ所作なり、其の程度は三步とす、足を擦
るべし。

二十、逆行

右足より右左右と歩行するをいふ、尊前を退く時に行ふ所作なり。其の程
度凡そ三步とす。

席に上下の別ある時は上座の足よりす。

○逆行とは立出て後しがりするをいふ。尊前を退く時に行ふ所作なり、其の
程度は凡そ三步とす。膝退の如く上座より退始むるものとす。

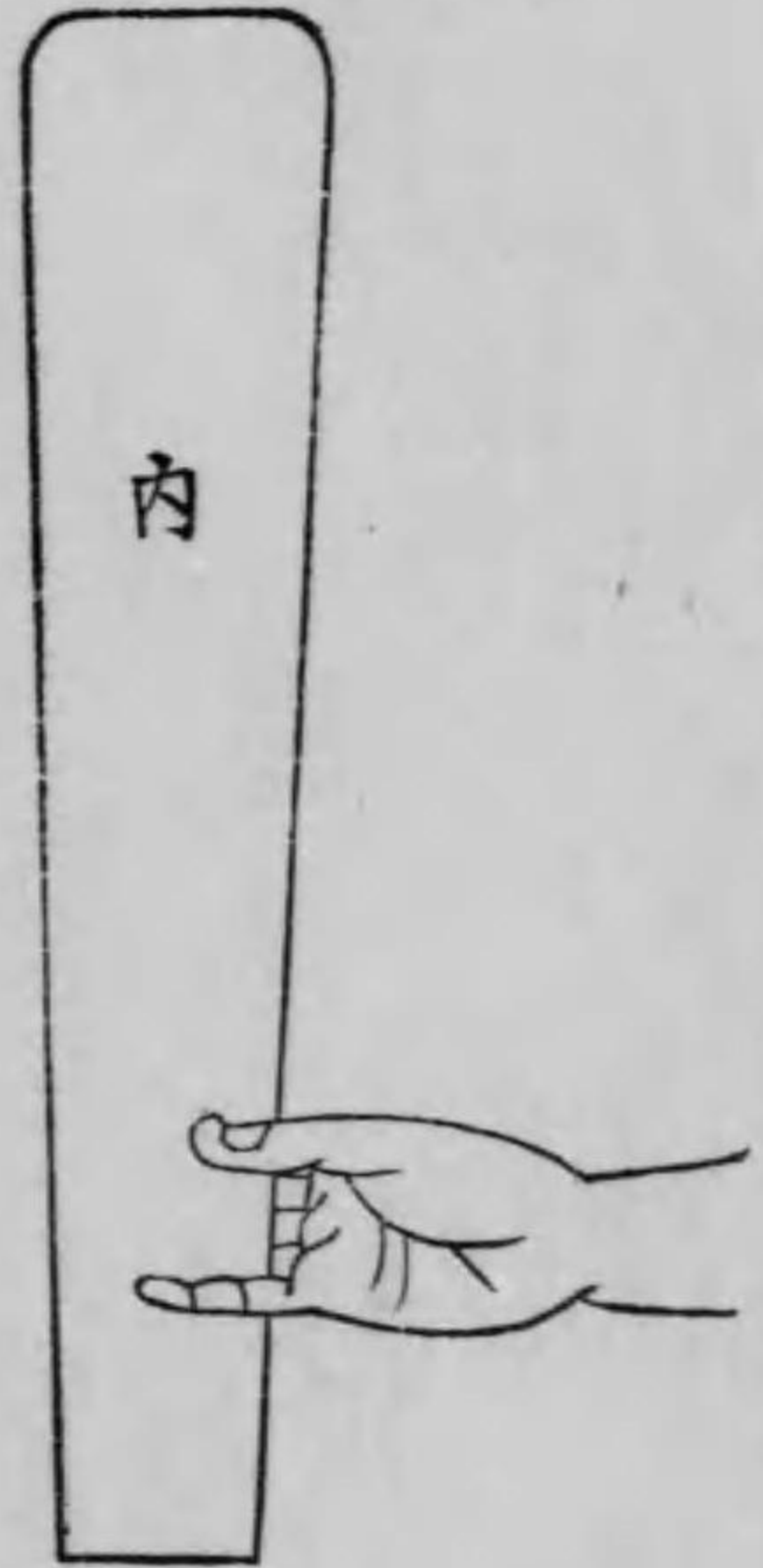
二十一、持笏

右手にて笏の下方を拇指と小指とを内にして右方に持つをいふ。

笏の下端に、凡そ小指を置くべき空所を残し、其の上に右手の小指と拇指
とを除きたる三指を横に當て、指間を離さるるよう注意し、拇指と小指と
を内より横に當て、堅からず、恰かも箸又は傘を持てる心持にて右股の前一
二寸の所に直立せしめ、正座せる胸を聊かその内左邊に當て、左手をこれに
對せしむべし、正立の時は少しく上げて下腹の邊にすべし、而して故らに胸
肘を張り出し、肩を怒らしなどせず、衣袖の手背にかゝるやうにすべし。

因に笏の使用上表裏あるは、清淨を主とし、且つ敬意を表するものなれば
毎時も表裏を混同せざるやうに注意すべし、又懐中せる笏の抜け落ちざるや

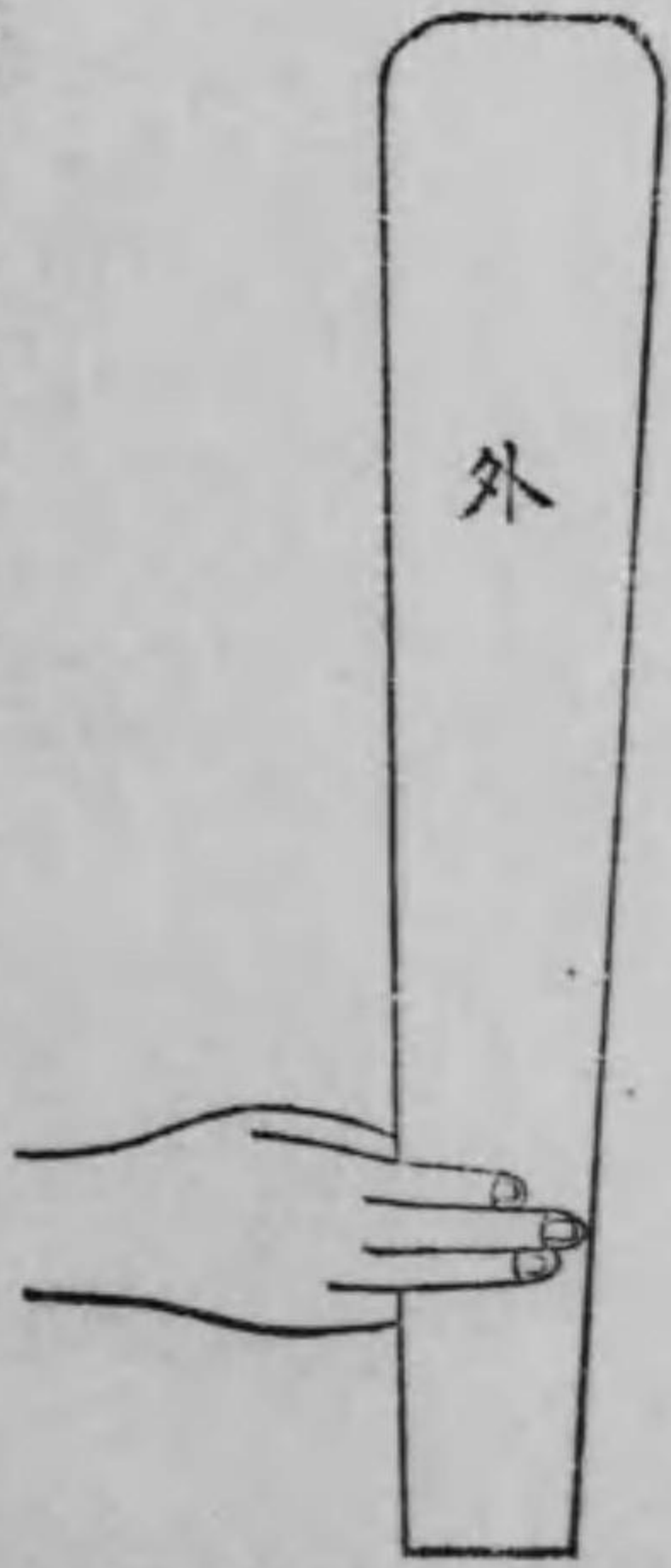
持 笏 圖



うに心掛け、装束の着用と
帖紙の用ひ方を慎むべし。
笏をコツと發音するもの
あり誤なりシヤクと正しく
訓むべし。

二十二、置 笏

笏を右手より左手に移し、更に
右手にて笏頭を把り、右膝の傍に
置くをいふ。



把持せる笏を左股の中程に立て
左手にて持ち、拇指は内に、四指は指先を下斜めに外より笏の中程を持つ。右
手にて笏頭の(笏の廣き方)下一寸許を向ふより把り、左手を放つと同時に笏

置 笏 圖



尾を右膝の前右角三寸許りの座に着け、裏を下にして、笏頭を前に廻し、袴
の下に指を入れ、中指無名指の先を座につけて後、自然の音するようになを
放つ、但し笏頭は膝より前に出すべからず。

二十三、把 笏

右手にて笏頭を把り左手に移し、更に右手にて笏の下方を把り、右方に把
持するをいふ。
右膝の傍に置ける笏を把るには、右手にて置ける笏の頭より一寸位の下を

取り、前へ引き出し、其の笏底膝頭の處まで來りし時止める。右手を急に内へ鎌頸にし、更に笏底にて擦り乍ら笏を右の膝頭より斜めに、左膝の上に進める、次に左手にて其中央を把り更に其下方を法の如く持ち持笏の體に復す。

二十四、懷 笏

笏を右手より左手に移し、更に右手にて笏頭を把り懷中するをいふ。行事の時及び立禮にて拍手する時に行ふ所作なり。

笏を懷中するには、先づ置笏の如く、右方に持てる笏を左膝の上に立て、(立禮の時は只左方なり、他は推して知るべし)次に左手にて其の中央を把り次に笏頭より一寸位下を(之れより置笏と異れり)側面より把りて、之れを懷中するをいふ。この時左手は服の衽を執りて右手に手傳ふべし。懷中には疊紙に挿むもあり。亦帶に差込むもあり。何れも充分にして落ちざる様にするべし。之れは行事の時、及び立禮にて拍手する時に行ふ所作なり。

なほ懷中より取出すには、右の順序を反對に行ふのみなり。

二十五、正 笏

右の手にて笏の下方を把り腹部の正前にて正しく持ち身體を整ふるをいふ。拜、揖等の時に行ふ所作なり。笏を正すには、腹部の正前、凡そ七寸位の所へ同時に左右の手を出し、(左手の上に重ね)笏を真直ぐに持つべし。拜、揖又は平伏等の時に先づ行ふ所作なり。

二十六、警 蹕

ヲ、といふ音を長く引きて唱ふるをいふ。開閉扉及渡御等の時に行ふ所作なり。

○警蹕 諸人に注意を與ふる警めの聲なり。さきばらい。警蹕は「ヲ」といふ音を長く引きて唱ふるをいふ。即ちウオーの如く唱ふる

なり。開扉、出御の時には低聲より漸次高聲に移り、閉扉又は入御の時は高聲より漸次低聲に移すべし。開閉扉及び渡御等の時に行ふ所作なり。祇候の體にて唱ふべし。

作法の下

一、階の昇降

- 一、神前の左方より昇るものは右足よりし右方より昇るものは左足よりす。
- 一、神前の左方より降る者は左足よりし右方より降るものは右足よりす。
- 一、昇降は一階毎に足を聚むべし。
- 一、階を昇るに神前の左方即ち自己の右方より昇るものは、自己の右の足即ち下座の足より昇る、又神前の右方即ち自己の左方より昇るものは自己の左足即ち下座の足より昇るものとす。
- 一、階を降る時には神前の左方即ち自己の右より降るものは左足、即ち神前

- 一、開扉は左手にて雄扉の端の上部を持ち右手にて其下部を持ちて開き雌扉の方に移り右手を上にし左手を下にして開く。
- 一、閉扉は雌扉には左手を上にし雄扉には右手を上にする。
- 雄扉は外、即ち上になり居る扉。○雌扉は内、即ち下になり居る扉。
- 一、開扉の時は左手にて雄扉の上部を持ちて、(拇指を外にし四指を内にする)右手にて其下部を持ちて(拇指を内、四指を外)開き、開き畢らば次に雌の方に移り、先と反對に右手を上にして、(拇指は外、四指は内)左手を

二、御扉の開閉

- 一、開扉は左手にて雄扉の端の上部を持ち右手にて其下部を持ちて開き雌扉の方に移り右手を上にし左手を下にして開く。
- 一、閉扉は雌扉には左手を上にし雄扉には右手を上にする。
- 雄扉は外、即ち上になり居る扉。○雌扉は内、即ち下になり居る扉。
- 一、開扉の時は左手にて雄扉の上部を持ちて、(拇指を外にし四指を内にする)右手にて其下部を持ちて(拇指を内、四指を外)開き、開き畢らば次に雌の方に移り、先と反對に右手を上にして、(拇指は外、四指は内)左手を

下にして、(拇指は内、四指は外)開くべし、二人の場合は之れに準じて知るべし。

- 一、閉扉の時は先づ雌扉を閉づ。此の時左手を上になす。次に雄扉に移りて雄扉を閉づ、此の時右手を上にする。他は開扉に準じて知るべし。
なほ開閉扉とも、上の手にて開閉する心のこと。

三、祝詞の展卷

- 一、祝詞を展ぶるには左手に巻を持ち右手に折り端を持ち左側にて展ぶ之を巻くも亦左側に於てす。
- 二、祝詞を展ぶるには、先づ右手にて懐中の祝詞を取出して左側にやり、次に左手の拇指の先を祝詞の折目の上端に差込みて、半ば位まで、しごき上げて、巻を持ち、次に右手にて折端のみを右に展べ、次に左手にて一折一折と、左に展ぶるなり。之を巻くにも亦左側に於てする。其の方法

は、先づ左手にて右へ一折一折と巻きて、折端のみを残し、次に右手にて折端を左へ折りて、右手にて巻を持ち懐中するなり。

四、御鑰、祝詞、玉串、大麻等の持方

- 一、御鑰、祝詞、玉串、大麻等は左手にて上部を、右手にて下部を執り、左高に捧持し、(祝詞は折端を内に)授くる時は、總べて反對に持ち換ふべし。
- 一、玉串を奉奠するには、左手を右手の元に下し、本を神前に向け、其の中間を裏より右手にて持ち、左手を添へて案上に置くべし。
- 一、御鑰等の授受は、上位の人には、下位の人持てる所より、左右各其上邊を、下位の人には上位の人の持てる所より、左右各其の下邊を執らしむべし。
- 一、授受には總べて懐笏すべし。但し齋主祝詞を受くる時は之を笏に受け授くる時は笏に添へて授くべし。

一、御鑰、祝詞、玉串、大麻等は左手にて上部を執り、左の方を高くして捧持すべし。(なほ祝詞の時は折端を持ち内に向け抱くが如くして、捧持すべし)授くる時は、これを反対に持ち換へて授くべし。

一、玉串を案上に奉奠するには左高に捧持せる玉串を正面にて、真直ぐにし次に、左手を右手の元に下し、次に、左手にて本を神前へ向けつゝ右手にて裏より其中程を持ちて本を全く神前に向けて、左の手を添へて案上に奉奠すべし。

一、御鑰、其他祝詞、玉串等の授受、即ち受渡しの際は下位の人が上位の人に渡す時は、自己が執れる所の上の方を上位の人に執らせ、上位の人が下位の人に授くる時には、自己の執れる所より、下の方を下位の人に執らしむべし。故に御鑰の如き短き物は殊に注意して下位の方は、上位の人の執るべき所をあげ、上位の方は下位の人の執るべき所をあげべし。

一、授受には總べて懷笏すべし。但し齋主(又は地方長官)祝詞を所役より受くる時は笏に受けて、授くる時には笏に添へて渡すが故に懷笏せず。其の方法は受くるには、笏を左にやり手頸を鎌頸にしつゝ横にして裏を上にし、左手を添へ、それに祝詞を載せしめ、笏を真直ぐにして笏裏の祝詞を正し持笏の體に復するなり。授くる時は笏裏に祝詞を副へ持ち、持笏の體なりし右手を左にやり笏底を股の附根の方にやり(笏頸は膝頭の方)裏を上にして授くべし次に授け畢らば持笏の體に復すべし。

五、三方、案、薦、軾等の持方

一、三方は、扨扨を左右の縁に、他の指を縁と胴とに掛けて持つべし。隅角を避くべし。
一、折敷、高坏は、右手にて高坏を持ち、左手を折敷に添へて持つべし、塗高坏も亦之に準ず。
一、案は、左手にて裏を支へ、右手を右方の脚の附根に掛けて持つべし。但

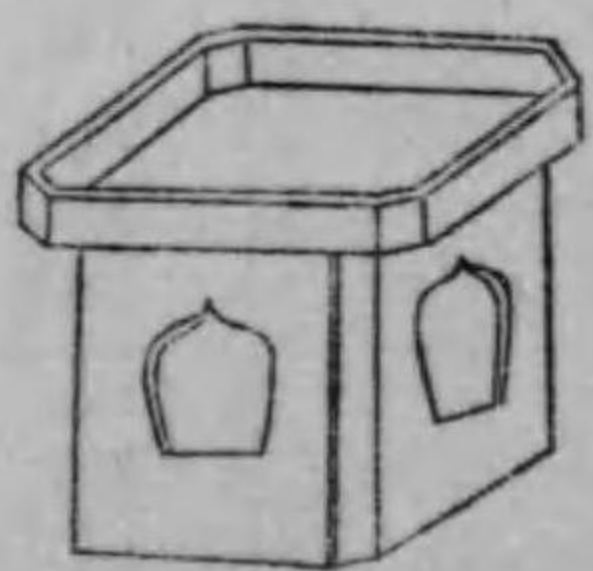
案小なる時は、兩手を左右の脚の附根に掛けて持つべし。

- 一、薦、軾等は、右手にて端を執り、左手にて中程を支へ、左を少しく高く上げて斜めに持つべし。但し薦は右前に巻き、軾は右前三折に疊む。又之を舒ぶるとき、右端を取るには、左手を中程に右手を下部に、左端を取るには、右手を中程に左手を下部に配すべし、收むるときは之に反す。
- 二、三方、高坏、案等は、目通に捧持すべし。薦軾等は之に及ばず。
- 三、三方は拇指を縁に掛けて、人差指を折敷の縁の側面に附け他の三指を胴に附けて持つべし。(此の際三方の隅角を持つべからず。又中央にも持つべからず。其の輕重に依れども、先づ中央と隅角との中間位をよしとす)。
- 二、折敷高坏は、右手にて高坏の柄の中間に持ち左手を折敷に添へて持つべし。塗高坏も亦之に準ず。
- 一、案は左手にて(仰向)案の裏を支へ、右手を右方の脚の附根に掛けて持つ

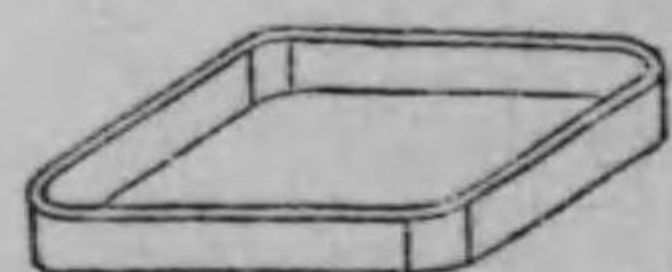
べし。但案の小なる時は兩手を左右の脚の附根に掛けて持つべし。

- 一、薦、軾等は、右手にて端を(下部にあらず)を横より執り左手には(仰向け)下より中程を支へて左を少しく高く上げて、斜めにして、持つべし。但し薦は右前に巻き、軾は右前三折に疊むべし。又之を舒ぶるには、左手を中間に右手を下部に配し、左端即ち下になり居る方を取るには右手を中間に左手を下部に配して展ぶべし。收むるには閉扉の時の如くに前の反對に手を配して收むべし。
- 一、三方、高坏、案等は恭しく目通に捧持し、薦、

三方 又尺手 一尺



折敷 又八寸 分



高坏 外徑九寸三分



軾等の下に敷くが如きものは、之に及ばず、腰邊に持つべし。

○折敷高坏 高坏の上に折敷を載せしもの。○塗高坏 總べて木にて造り折敷と高坏とを一にして漆にて塗りしもの。○展敷く時。○收疊む時。

六、大麻、切麻の祓方

- 一、大麻にて祓ふときは祓を受くべき者の前に進み之を持ち換へて右手正前に捧げ左右左と振り畢りて又之を持ち換ふべし。
- 一、切麻は左手を三方の左方に掛け右手にて切麻を執り左右左と祓ふべし。
- 一、大麻にて祓ふ時は、祓を受くべきもの、前に進み、今迄左手にて上部を執り右手にて下部を執り左高にせしを、正前へ真直に進みつゝ左手を下へ卸して、右手を上によりて持換へ、左右左と振り畢りて元の如く持換ふべし。
- 一、切麻は左手を三方に掛けて、右手にて切麻を摘取り、左右左と祓ふべし。

大麻捧持圖



- 一、折敷又は三方は縁の綴目なき方を神前へ向くべし。
- 一、神饌を案上に奉奠するとき調理せざる魚鳥又は野菜等の首と尾とあるものは、正

七、折敷、三方等の据方

- 一、折敷又は三方等は縁の綴目なき方を神前に向くべし。
- 一、神饌を案上に奉奠するとき調理せざる魚鳥等首尾あるものを正中若くは右方に供するには左頭とし左方に供するには右頭とす



中、若しくは神前の右方に供するものは頭を左にし神前の左方に供するものは、頭を右にす。要するに首尾あるものは首を上位に向くべし。なほ川背海腹など稱し川魚は背を神前に向けて、海魚は腹を神前に向けべしといへり。されど強ちにかくするを要せず。神饌はすべて體裁位置等に注意して、外觀と理路と相一致するを要す。

第三編 雜 載

此の編は以上述べ來たれる行事、作法の階梯、又は基礎となり、或はこれに附隨すべきものにして、二項よりなり、祭場の座位、神饌献撤の順序を示してある。

一、祭場の座位

正中を上位とし、左を次とし、右を其の次とす。

神前に近きを上位とし、遠きを下位とす。

正中とは、神座を基本としその中央より正面の正道に假りに一線を引きたる所にして、それによりて自ら左右、遠近の別を生ずるものなり。然るに神座の廣狹によりて正中に廣狹を生ずといふ説あれども、それは複雑にして誤解を招く虞ある而已ならず、神座とは何を指せるか、神に大小の形體ありやの疑問を發せしむるに至るものなれば、尚ほ神座の正面に假定したる一線上を正中として狭きに從ふを可とすべし、故に神座が左又は右に偏する場合は、正中も亦左或は右に偏するものなり。

正中は其の場中最も上位とする所にして、古くは置道といへり、されば正中に於ては座席に上下の別無く、古來の慣例によりて進退、起着共に左右を以て其の先後を分てり。この正中を基本として左の區別を生ず。

○左面とは、正中線を己の左にして、神座に面するを云ひ、神の左下位なり。

○左側とは、神座を己の右にして、正中線に面するを云ひ、神座の左側の座なり、而して左側にありては、己の右方上位にして、左方下位なり。

○遠近とは、神座と自己との遠近にして、正中、左右面、左右側を問はず、總て神座に近きを上位とし、遠きを下位とす、但し正中に對する遠近により、上下を分つ場合あり。

○中強居流とは、座席又は行列ともに、中央に上位の者ありて左右又は前後に、順序下位のものあるを中強といひ、上位のもの一方の端となり、その左又は右、及び前又は後に、順次下位のものあるを居流といふ、このものは直接の用なけれども、序に述ぶることとせり。

二、神饌獻撤の順序

- 一、獻饌の順序は 一、和稻酒、二、荒稻餅、三、餅、四、海魚、五、川魚、六、野鳥、七、水鳥、八、海菜、九、野菜、十、くだもの、十一、水鹽とし、撤饌

の時は最終の供饌よりす。

一、神饌の臺數奇數なるときは先づ正中次に左方次に右方とし偶數なるときは先づ左方次に右方の順序を以て奉奠す。

一、神饌を獻ずる順序は第一に和稻、荒稻、即ち米、第二に酒、第三に餅、第四に海魚、第五に川魚、第六に野鳥、第七に水鳥、第八に海菜、第九に野菜、第十に菓(又は菓子)最後に鹽と水、といふ順序に獻げ、撤饌の時は之れと反對に一番終に供へし、神饌、即ち鹽と水とより撤し。次に菓、次に野菜といふ順序にて、上へ上へと撤するなり。

一、神饌の臺數の奇數なる時は、先づ神前の正中に獻げ、次に神前の左方自己の右方へ獻げ、次に神前の右方、自己の左方へ獻げ、偶數なる時は、正中へは獻ぜずして先づ神前の左方自己の右方へ獻げ、次に神前の右方自己の左方に獻ぐべし。

第二卷 祭祀令以外の諸祭式

概 説

世の中には唯物論者と云ふものがあつて、人間の心身は固より天地萬物悉く幾種かの物質的要素が化合して出来たものであつて、神とか不思議とか云ふものは更に無いものである。夫て宗教とか、神佛を祀る等いふことは總て迷信である、野蠻であると云つて居る、併し事實世の中には唯物論で解釋の出来ぬ神祕の事がある、不思議のものがある、又一種の學者は唯心論を唱へて、宇宙萬有は悉く精神の變化より發作したものである、神と云ふも不思議と云ふも、皆我が心の影法師であると云つて居る、此は唯物論よりは餘程進んだ高尚の議論ではあるが、未だ事實を得て居らぬ、我々の精神作用が不可

思議のものであるのは疑ひない所であるけれど、それも先方に何か無ければ心の作用も起ることは出来ぬ。

元來宇宙には吾人々類の良心と共通した大精神がある、絶對的の神秘力がある、之を宇宙唯一の神と云ふのである、天御中主神と云ふのもこれである、哲學上の絶對とか實在とか云ふのもこれである、夫から又此の大神秘力が現はれ動いて各方面に働くのが、風の作用と爲りては風の神と云ひ、水の作用となりては水の神と云ひ、火の作用と爲りては火の神と云ふのである、即ち一つの大神秘力、唯一の神が動けば多神と爲り、萬物一切にそれ／＼神が現はれて來るのである、更に又英雄とか豪傑とか偉人とか云ふ、ゑらい人間が死んでも、其感化力が遺つて世の中に働きを爲し、人の爲めになるのが、此れが祖先の神である、我國の神社に祭祀られて居る、多くの神は大抵此の祖神である。

絶對の神秘力が萬物の上に現はれた神々と、偉人の威徳が活動する神々と互に相融和して、世の中には不思議も起れば、人力の及ばぬ偉大な作用も出来るものである、夫で吾人は此等諸神に對し、常に敬虔の念を以て之を崇尊し又何事かある時は、それ／＼其方面の神様を祀つて、一方に報本反始の大義を全ふすると同時に、又一方には其の事業の發達完成を祈禱する必要がある世の中では祈産祭とか、立柱祭とか、祈雨祭とか、其の他此等各種の祭典を迷信であり、無効のよう考へて居るものも澤山あるが、此れは一を知つて二を知らぬ近眼者流、淺見偏執の徒輩であつて、固より論ずるには足らぬ、苟くも前述の神祇の理を明らむることが出来たならば、何人も我が國に行はれたる從來各種祭祀の極めて大切であり、肝要である事が諒解せらるゝであろう、そこで吾人は祭祀令に示されたる公祭の外に、實際吾人が日常生活の上、若しくは公共の爲めに、極めて緊要と信ずる各種の祭儀を擧げて、其の

方式の一般を示すと共に、其の普及勵行を勸むるのである、尤も茲に示せるは大體の方式であるから、場所に依り、時に依りて、機宜に適せるように多少の手加減を爲すは差支ない。
因に神社は祖先崇敬の祭場であるが、現在行はるゝ祭祀令以外の祭典を神社で行ふ場合には必ず成規に基き、合理的にしなければ、法令上許されぬのであるから、その邊は能く／＼心得て居らねばならぬ、時に依りては其筋の指揮を仰ぐ必要もあらう。

第一、市町村自治奉告祭

伊勢神宮に奉祀れる天照皇大神が、我が大日本建國の宗祖であるから、我が國の總産土神であり、又皇室の御祖先で、大和民族の宗家であるから、日本全體の總氏神様であることは申すまでもないが、各地の神社に祀てある

神々は、大抵は其の土地の産土神、即ち其市町村の開発者であると同時に、氏神即ち其の市町村住民大多数の祖先である、尤も間には其の土地の住民に直接の關係はなくて、神徳の盛んなるため、他より勸請した、八幡様とか、天満宮とか云ふ神様も大分あるが、之れは我が日本國民の道徳の標本たる偉人であり、均しく大和民族であるから、いづれにしても深い關係はあるのである、夫で此の氏神の前で、其の土地に住める人民が相集つて、自治の祭典を爲すと云ふ事は、道徳上から見ても、生活上から見ても、國家の進運發展の上から見ても、極めて肝要の事である。

要するに自治奉告祭は、國家の基礎たる自治生活の訓練と、祭祀との併行を意味するもので、即ち政治と禮儀とを併び行ふ行事である、其の祭典儀式も亦自ら特殊の點がある、而して又此の祭典は神職に與へられたる直接の仕事ではないから、市町村長と協義の上で、違法とならざる範圍に於て、充分

に執行すべきものであつて、毎年度末に調製する市町村自治内容取調書を氏神産土神に奉告し、報本反始の大義を盡すと同時に、其の冥助に依り治績の益々揚らんことを祈請する趣意のものである。

一、自治奉告祭の準備

- 一、村長講演、及び神職の勅語奉讀、及び講演用の高案、白檜製一個。
- 二、勅語（戊申詔書）箱入認付。
- 三、自治内容取調書を置く可き雲脚臺。
- 四、自治内容取調書、假置小案。
- 五、同上本案。
- 六、神饌案、薦、軾。
- 七、玉串案。
- 八、大麻、玉串（神饌は凡六臺以上）。

九、土器、(二組一個、及び其の他一枚の小土器約二十個)

十、装束は禮装(齋服)

十一、祭員(雇人凡そ三名、計四名)

十二、奏樂(普通奏樂)

備考 玉串奉奠は、村長と神職二人、神饌直食は、村民全部、(二戸一人戸主限りとす) 修祓舎は、新設するを要す。

二、祭典式次第

一、前潔齋、村長、神職

一、當日社頭の裝飾、但し眞神矛楯等大祭のものは設けず、主として中祭

の設備をなす。

時刻村長以下拜殿に參集。

次に 神職着席。

次に 村長奉告祭開始を報告す。

次に 奏樂。

次に 開扉、警蹕、奏樂。一同最敬禮。

次に 献饌。

次に 村長自治内容取調書を神前假案におく。

次に 齋主之を取りて本案に献り再拜拍手終りて側に候す。

次に 齋主祝詞奏上。一同敬禮。

次に 村長祝詞奏上。一同敬禮。

次に 齋主串玉奉奠。

次に 村長玉串奉奠。

次に 撤饌。

次に 閉扉、警蹕、奏樂。一同最敬禮。

次に 宮司社掌の勅語奉讀。
 次に 村長自治内容の報告講演。
 次に 宮司社掌の勅語の一節又は各節の講明。
 次に 村長村民と誓約の件を決す。
 次に 村長終祭を告ぐ。
 次に 奏樂（了る）
 終りて直食（村民一般但參集一同）

三、自治奉告祭祀詞文例

此乃處領有座産土大神乃大前何々社司畏美畏美白左久
 開氣行久大御代波海乃内外國乃御稜威輝度利民乃營業日爾月爾進美行久爾波禮氏自
 其優劣乃出來競比爭布事波世乃道理爾奈母阿里計留
 然波在禮止母天皇乃大詔爾隨比神乃大御掟據利氏國乎治米乎富志米世乎開伎事乎進米

國乃基礎多爾村邑乎彌益々爾開發大詔爾答奉長率爾波上下和睦美隣伍相親身貧
 富相助久可支事波實爾我國乃大道爾爾阿利計留
 畏計爾止母此乃國波神呂伎神呂美乃大神乃開伎給比志與利是禮乃産土神何々乃神等相
 次伎開進米給比氏海爾陸爾民乃業開行伎民乃益人榮衣行久事皇祖神等乃厚伎恩
 賴爾依留波更奈利産土大神乃深伎御恩爾爾奈母在計留
 今志國乃礎多爾此乃村乃大伎小伎事與利長短善惡相共爾書伎列爾村乃始祖多爾何々大
 神乃大前爾告計奉利一波發憤乃資料止奈志一波反省乎促志善波進米惡波止長乎誓比短
 乎拾卒止此乃村乃長何某謹敬比村人相共爾大前爾拜美誓比奉利報奉爾狀乎阿波禮止
 見會奈波世止

此乃村爾生比出山乃物野乃物又海乃物手末物乎大前爾奉爾狀乎聞食志氏
 此乃村爾彌益々爾立榮衣志米給比太久正志久進美行久可護利幸比給爾止
 今日與利波此乃村長始米村人共爾天皇乃大御詔乎拜承利神乃御手風爾爾背爾須此乃村乎

榮志奉過久誓比奉留狀乎平計久安計久見直志聞直志給閉止畏美畏美毛白須

此の他市町村長及び吏員、神職、小學校教員等の就職、退任奉告祭を執行すべき場合には、大略以上の順序に準すべきなり。

第二、軍事に關する諸祭

軍事に關する祭典は、入營、退營、宣戰、出陣、戰捷、凱旋、平等の奉告及祈請祭を指すものである、抑々兵事が一國の内治外防上、至重大の機關であること、我國軍人軍隊の忠勇義烈なることは、今更喋々する必要はない、此等の諸祭は一方には兵士の意氣を壯にし、一方は天地神祇の冥助天佑を導き、内は國民家族一般の精神を安固ならしむるものであるから、其祭典は最も嚴肅に、最も慎重に、最も壯烈に執行せねばならぬ。今左に入營軍人報告祭の設備、并に順序、祝詞文例の一斑を示すべし、他の軍事祭は此の例

に準じて知るべし。

一、諸設備豫定

- 一、入營軍人奉告祭は中祭に準じ主として市町村長の委託による設備をなす。
- 二、齋主以下若干名の祭員を以て祭る。
- 三、入營軍人は何某外若干名とす、(之に授く可き守札を準備す)
- 四、神饌は酒、餅、洗米、魚、鳥、野菜、海菜、菓。
- 五、幣帛料一市町村より奉るものとす、(神饌料は前以て交付す)
- 六、神前殿上祭式とす。
- 七、奏樂は雅樂又は吉備樂、或は一般神樂樂等を用ふ。
- 八、祝詞は齋主一人とす。
- 九、玉串奉奠は齋主、村長、軍人會長、軍人とす、(入營軍人のみ)
- 十、市町村長は村内一般に告げ參拜をなさしむ。

特に入營軍人へは吏員を派して時間を勵行し參拜せしむ。

十一、神職市町村長は前以て祭事を打合せおくものとす。

十二、直食は便宜拜殿においてす。

二、殿内裝飾調度

- 一、祝詞、(奉書に認め祝詞袋に入れおく)
- 二、神饌(品名前に出づ)の調度、(神饌所に入れおく)
- 三、神饌案、玉串案、帙、薦、(薦は大幾枚小幾枚)
- 四、三方又は高坏の準備、(瓶子、提子、等の準備)
- 五、守札は奉書外包金襴又は大和錦守札紙背に軍人貫籍姓名年齢生年月日、軍籍等を記入す。
- 六、殿内の裝飾は大祭に準ず。
- 七、大麻、玉串、調度、(玉串は人員によつて製す)

八、洗米、糯米又は粳米の上白米を精撰し、能く洗ひ清め乾燥せしむ、(前日之を製す)

九、洗米、すぐひの榊、大葉數枚、

十、祭式次第書を調製當日配布す。

十一、各分任書を作り後日の參案とす。

十二、奉告祭日誌を作りおき後日の參案とす。

三、入營軍人奉告祭の順次

時刻 神社社殿を裝飾す。

時刻 市長村長軍人其他祭場所定の座に着く、

但手水修祓の儀あり。

次に 齋主以下祭員一同祭場所定の座に着く。

次に 市町村長奉告祭執行を宣す。

次に 奏樂

次に 開扉……………警蹕……………奏樂

一同平伏

次に 献饌（饗主以下に奉供す） 奏樂

次に 幣帛供進（村長之を假案に置き饗主神前に奉る）

次に 祝詞（軍人入營奉告祭文） 齋主奉仕

次に 玉串奉奠

一、齋主 二、市町村長 三、軍人會長、軍人

次に 撤幣饌（饗主以下に奉供す） 奏樂

但撤幣饌同時に行ふ

次に 閉扉 齋主奉仕、警蹕、奏樂 一同平伏

次に 直食

次に 各退散

備考 直食は直食殿において行ふ可きものであるけれども、是等の殿宇なき神社は便宜上拜殿において行ふ。

四、入營軍人奉告祭祝詞文例

掛卷 恐俊某神社乃大前、姓名恐美恐美毛、白左久今般大神乃氏子何村乃何某等男子乃一度波勤、幸倍支御軍人爾徵左禮豆、某月某日何々乃兵營爾入良幸止寸、故此以是今日平生日乃足日齋比定米豆、大前持齋波利、持清麻波利豆、献留御酒御饌種々乃品物乎平氣久安氣久食聞、豆御國爾事有良幸、時波海行加婆、水漬久屍山行加婆、草生須屍止大君乃御楯止爲利豆、敵等伐退、計武猛久雄々、志支芳名乎立志米給比事無支時波八十禍津日乃禍事不令有夜守日守爾護、幸倍給比無恙事畢、且家歸利各御國乃御爲止生計業爾勤、米志米給閉止申事乎聞食、世止恐美恐美毛、白須

第三、招魂祭

招魂とは「タマオギ」と訓み、今日では軍人の英靈を慰め祭る意味になつて居る、而して招魂祭は多くの場合神社では執行せず、一定の場所を撰びて遺族始め多数の参拜者を招き、縣郡市町村の官衙が主催として行ふて居る、夫て招魂祭は非常に盛大なる祭典であると同時に、種々込み入つたる準備もあるのである、全體此の招魂祭と云ふことは、忠勇義烈の英靈を追崇慰安し敬慕感謝する上よりしても肝要の事であるが、それが爲めに國民の志氣を鼓舞し、忠愛の精神を馴致する上でも極めて適切のことである、國民教育、國家道徳上の範圍として是非執行すべきである。

招魂祭を執行するには、先づ第一に祭場の撰定が必要である、祭場は、乾燥、清淨、美景、空潤、交通の便宜の五ヶ條の要件を具備して居らねばなら

ぬ、既に祭場の撰定が終れば、左の祭前準備を爲さねばならぬ、夫から又祭式の次第は大略次記の如きものである。

一、祭前の準備

- 一、祭文、二、神饌、三、諸裝飾、四、神籬用神、五、神籬立臺、六、神籬臺置八足高案、七、同上案下薦、八、四手、九、麻、十、金銀水引、十一、大麻、十二、玉串、一三、玉串案、十四、大麻置案、十五、玉串置案、十六、饌案、十七、高坏又は三方、十八、瓶子又は神酒德利、十九、平瓦水玉、二〇、箸置、二一、箸、二二、覆皮、二三、地布、二四、黑白鯨幔、二五、装束(ニブイロ)二六、文鎮(鐵製)二七、奏樂器、二八、樂人、二九、祭員、三〇、式場圖、三一、祭式指示圖、三二、祭式分任書、三三、祭後直食。
- 注意 主催者ある場合縣、郡、村、有志、個人の祭事は大要左の係員あるべし。

一、式場係、二、來賓係、三、庶務係、四、會計係、五、雇雜使。

二、招魂祭式次第

一、祭前諸事項

- 一、前齋 潔齋 祭祀令に於ける前一日の潔齋の如くす。
- 二、前備、諸設備は前各項の諸事辨備をなすを要す。
- 一、早日祭場裝飾 當日の祭儀に要する裝飾をなす。
- 二、裝束修祓要意
- 一、時刻 第一號砲、又は報鼓、祭員裝束、諸員參集。
- 一、第二號砲、又は報鼓、祭員修祓、諸員入場參列。
- 但本項修祓は神社祭式修祓の項と同一なれば其の詳解を省く。
- 一、第三號砲、又は報鼓、祭員着席。
- 三、祭式

一、降神式 齋主降神行事、警蹕(亂聲)菅搔。一同最敬禮。次に神饌を供す

一、簀薦を鋪設す 薦後取 奉仕

二、饌案を設く 饌案後取 奉仕

三、献饌傳供、陪膳、手長、膳部奉仕、此間奏樂。

次に祭文奏上、齋主。

但齋主賛者を従ふことあるべし。

一、祭文後取祭文を齋主に渡し復席。

二、齋主之を受けて神前に進む。

三、齋主神前に進み奏上。

次に祭文奏上。

一、主催者又は參列者總代。

二、其他

次に玉串奉奠、齋主。

- 一、玉串案下の薦鋪設、後取奉仕。
 - 二、玉串案を設く、後取奉仕。
 - 三、玉串後取玉串を齋主に渡し復席。
 - 四、齋主玉串を受け神前に進む。
 - 五、齋主玉串奉奠拜禮、再拜拍手、畢て復席。
- 次に玉串奉奠、遺族。
- 一、簀薦鋪設。
 - 二、玉串案を設く。
 - 三、玉串を遺族に渡す。後取之を行ふ。
 - 但し自席より玉串を受取る可き者の案前に進みたる時之を渡す。
 - 四、遺族玉串奉奠拜禮。

玉串を受け更に改めて神前に進み奉奠の後拜禮、(二拜二拍手)
次に主催者、その他参列員總代玉串奉奠拜禮。

- 一、玉串の受授、後取之を授け、奉奠者之を受く。
但し前項に同じ。
- 次に撤玉串。
- 一、玉串案後取玉串案を撤し。
 - 二、薦後取簀薦を撤す。
- 次に撤饌 此間奏樂。
- 一、陪膳以下奉仕。
 - 二、陪膳以下復席。
 - 三、饌案後取神饌案を撤し。
 - 四、薦後取簀薦を撤す。

但案薦撤退には奏樂を行はず。

次に昇神式、齋主昇神行事。

警蹕（亂聲）菅搔。一同最敬禮。

次に齋主以下退席。

次に主催者遺族參列者退下。

右終りて直食。

三、招魂祭祝詞文例

此乃奥床乎假乃齋場刀被比清米神籬建底招奉利鎮米奉留何々何々某命乃神靈乃前
爾何某拜美母白左久嚴志止母嚴志久勇志止毛勇志伎何々何々何某命乃軍人等乃神靈乃前
爾何々何々謹美敬比底白佐久
明津御神止大八洲國所知食天皇我大朝廷仁波山川毛寄利昆蟲母服呂比奉留信伎理奈
留爾今年乃初與里西乃國邊爾知波夜夫流人等起畏久母大君乃御心憐萬之米給比千萬

乃御軍乎遣志征之米給布時爾逢比大君乃御楯刀成里氏曾此身波失世安幸能登爾波在真自

願波爲自刀言立底伊佐麻之久戰比座志且

哀哉悔哉往志三月乃末爾何々所奈留何々乃所葉末乃露刀消給比叙

故親族等惻美泣哭之部々其乃靈乎奉里慰米志努備奉真幸刀

是乃何年何月何日刀伊布日爾靈靈乎立奉利爾前進留物波何々乎橫山乃如久置足

敬比拜美奉留狀乎御靈天翱寄來給比底宇麻良爾受聞食志且

天皇乃朝廷乎幽世與里守護奉里給波幸事更奈里御親族及其乃裔乃御世々々爾至留萬

氏永久久志久守給比幸比給邊止

謹美敬比拜美奉留狀乎宇麻良爾宇受那比給邊止畏美畏美母白須

第四、祈 産 祭

出産は人生の始めてある、結婚と共に人間第一の重要事である、されば人
 人戸々其の出産の平安を祈りて、之れに人力を盡すは、人情の自然であり、
 國民の美風である、而し其の祈産祭には二様あつて、産土神の社頭に於て爲
 すものと、産家の神床に於て行ふものとあるが、其の祭儀の設備、順序等は
 當人の希望に依つて次第増減あるべく、時と處と位とに依つて便宜に取圖ろ
 うべきものである、今左に祝詞文例を示さん。

祈産祭祝詞文例

是乃御社鎮座須某大神大前爾言佐久某官位姓名某子或某郷某乃妻懷妊
 早久産月爾近在波平爾令生産給反刀禮代乃充座乎令捧持氏請祈奉久畏大御神此
 狀乎安所聞食平爾令生産母毛子母無事安良可爾令日乞給反刀畏拜美言
 挂麻久毛畏某大神乃大前爾畏々美母白佐久某官位姓名室或某所我妻某女先爾吾
 大神乃御靈幸反坐平爾令産生給反刀祈日之爾効久無事平爾令産給比母毛子毛日

足行久高久貴俊恩頼乎美意美報賽乃幣物乎設備且稱言奉竟久安久聞食爾刀
 懼懼美母白

第五、初宮參祭

祈産祭に續て報賽祭を爲し、夫より初宮參りを行ひ、命名の式を擧ぐるの
 が順序で、此は我國特殊の美風である、其の祭式設備順序等は前に準じて知
 るべし、今初宮參り祝詞文例を左に示さん。

初宮參祝詞文例

挂毛畏俊吾大神乃大前爾恐美恐美毛白大神乃氏子何某我眞兒何某乃大神乃御靈賜
 利氏生出之從利百日餘十日爾成奴彼是乎以今日乃生日乃足日爾初氏大神乃大前爾參
 出拜奉狀乎平久安久聞召登白如此仕奉爾依氏今此嬰兒乎愛美給比日足賜氏諸乃
 病不令有須久須久登生立榮氏大神乃氏子天皇乃公民登守給幸給登恐美恐美母白

第六、學 神 祭

學神祭には入學祭、卒業祭、開校祭、閉業祭等ある、初宮參りに次いで紐落しの七五三祭があり、夫から入學祭と云ふ順序で、兒童が健全に發達してゆくのは、産靈の神の賜もの、産土神の恩頼であるから、入學卒業共に神恩を謝し奉告せねばならぬ、而して祭式の順序次第は各自適宜にして、祈産祭の例に準すべし、今左に入學に際して學神を祭つる祝詞の文例を示さん、卒業其他は之に準して知るべし。

學神祭 祝詞 文例

此神床爾神籬立且招奉里鎮奉留卷母恐支八意思兼神、菅原神、羽倉大人、本居大人、平田大人、久延比古神乃御前乎母慎美敬畏畏美母申左久某宇遲奈久拙支身仁波在野風音乃遠支神代乃神典乎讀美窺日本乃瑞德國乃萬國爾勝里且尊皇

美麻命波宇宙統御元因君臣乃大美具爾令知給反止朝夕仁勞勵乎心手恤
思慈志美給比且世仁所有書止云布書千卷五百卷有乃盡說明志令悟得給比且幽事神
事モ知得倍支限令知給比且足波不行勢モ天下乃大小事モ令知給比且此大道乃彌明爾
彌高仁吾日本乃國乃光乎母令耀給反止禮代乃幣帛捧持天恐美恐美母乞祈奉其久止白須

第七、建築に關する諸祭

宮殿を始めとして人家、學校、銀行、會社、鐵道、建設等に至る迄、其の建築の鞏固にして安固ならんことを神に祈請し、且つ其の建築其の新室の永久に幸あれかしと祈り願ふにある。されば茲に山口祭、地鎮祭、新室祭を執行することは我國に於て古くからの祭儀である。

一、鋪 設 次 第

一、山口祭、地鎮祭の鋪設は先づ第一に其の所定の地に(場所)四方に注連繩

二、新室祭の鋪設は神床に神籬を設け一室をかぎり注連繩をひき渡し四垂を
つけおく。

三、神饌其の他の諸調度は既説招魂祭のそれと大差なし。
備考 祭神は産土神をのみ招奉るか又は他の神々をも招奉るとすれば生
井榮井都長井阿須波波比岐の神々である。

二、祭式次第順序

時刻 祭場裝飾

- 一、齋主以下祭員着席 此時當事者其の他關係者一同入場着席
- 二、降神行事 警蹕奏樂一同最敬禮
- 三、献饌 (簀薦等の鋪設等常の如し) 奏樂
- 四、祝詞奏上 (祝詞受授常の如し 齋主奉仕 後取奉仕)

五、玉串奉典 齋主 玉串奉奠 祭員列拜 當事者同上 其の他列拜

六、此の場合において、誓約、訓諭、報告等のことあるべし。

七、撤饌 (献饌の時に同じ) 奏樂

八、昇神行事 警蹕奏樂 一同最敬禮

九、右終りて退下

但直食は直ちに行ふ可し。

備考 以上の祭式は唯其の一例であつて庭上式を示したものの、若し殿上
(又は假舎の場合) なれば之に類推すべきものとおもふ。

三、山神祭祝詞文例

掛卷 畏 大山祇大神乃廣前 白 佐久大神乃主領座 世留山々乃大峽小峽 爾雙立留大
木小木 乎打切 且本末乎波 山神 祭 且中能 間 乎持來 且天乃 御蔭 乃隱 且住 幸家居 乎始 米或
波器械 爾作 或波炭薪 刀爲志 且公民乃 世渡 且長幸止 爲留 乎神 隨憐 美給 比惠賜 比山人 乃取

舍乎（或ハ幣殿拜殿廊御門其ノ餘ノ殿舎ノ名）今日乃生日乃足日爾初奉登須如此不易事波吾
皇神等乃廣御惠爾依氏之平久安功成竟思議氏禮代乃幣捧持氏恐美恐美稱辭
竟奉久登白故如此之狀乎皇神乃御心爾神隨聞召氏今日從利日々爾勞務奉流木工乃
道爾恩賴幸開坐氏思慮乃悟深久緩息事无久勤利令務給比打都墨繩乃法乃任違事无
久之氏速久令功卒給登恐美恐美白

七、立柱祭祝詞文例

挂カケマテ恐オホシ手置帆負命彦狹知命乃大前爾爾恐美恐美白久木工何某我此神宮（上ニ）作流
業乎大神等乃廣御厚仗御惠爾依氏打都墨繩毛執留手斧毛無違事無過事柱桁梁乎始
其外乃物等乎可有狀爾作訖故是以且今日乃生日乃足日爾齋柱建始奉登爲氏大前爾
大御酒居竝稱辭竟奉狀乎平久安聞食氏今毛往前彌益々爾恩賴乎幸開坐氏不事
過令建訖給開登恐美恐美白

八、上棟祭祝詞文例

挂カケマテ畏オホシ伎手置帆負命彦狹知命乃大前爾爾恐美恐美白先木工姓名我此大宮（上ニ）
同シ造始流時爾祈申佐久如此不易事乎吾皇神等守賜助賜法乃任平久安久事
成竟之米給閉閉祈白然祈白之毛驗久無違事無過事令造竟給事乎貴美喜美今日
乃生日乃足日爾謝乃禮代止大御酒大御饌乎凡物爾足之氏恐々毛稱辭竟奉狀乎神隨
聞召氏今毛後此大宮（上ニ）安宮止（正殿ノ外ハ此）吾皇神乃御靈給比氏築立多流柱取
舉多流棟桁梁乃錯比動鳴事無久打堅多流釘乃緩取茸流費乃噪伎無久千代常登婆爾
守給幸給登恐美恐美白

第八、起業創業開店成功に関する諸祭

國家の起業に神明の冥助を祈請し、其成功を期成すべく祭典を執行するは
國民の美風である、又創業祭は天神の御手ぶりに習ひ執り行ふ祭であつて、
則ち志を立て誓を明らかならしむる爲め神明に祈願する祭儀である、開店、

成功等は推して知るべし、此等の祭式には祭神は先づ産土神を主とし、次に其の事に縁故ある神々を神床に招き奉り、幣饌を供へ、各自誠意を以て奉仕すべし。

一、開業祭設備

- 一、祭場は産土神社々頭又は神床に設く。
- 二、神社は小祭に準じ各自家神床においては神床に新薦を敷き案を設け神籬を立て、其の前に新薦を敷き案を置き神饌を供すべし。
- 三、神饌は酒、餅、魚、鳥、海菜、野菜、菓、等とす
- 四、祝詞、大麻、玉串を設備す。
- 五、盟約書、報告書の設備。
- 六、褒賞品等の設備

二、祭典の次第順序

- 時刻 齋主以下祭員祭場に着く(是より先き潔齋を行ひ祭前手水の儀を行ふ)
- 次に 關係當事者一同祭場に着く(禮服の上手水を)
- 次に 大麻行事。
- 次に 降神行事。
- 次に 献饌。
- 次に 齋主祝詞奏上。
- 次に 盟約書報告書朗讀奏上(當事者)
- 次に 褒賞授與。
- 次に 撤饌。
- 次に 昇神行事。
- 次に 各自退下。

三、創業祭祝詞文例

掛卷畏支産土大神及其業知看大神能御前爾神宮某慎美敬比畏美毛白佐久氏
子某負氣無禮杆云々乃事成幸登思起云々乃事以誓乃證止志豆大神乃御前願奉
里誓奉留状委曲爾聞食豆奇支御靈乎幸倍給比營業爾智深久有志女賜比且障事無久過
事無久事成志米功立志米給倍止畏畏美毛白須。

四、奏功祭祝詞文例

掛券畏支産土大神及其業知看大神乃御前爾神官某恐美恐美毛白久氏子某往年
大神乃御前誓奉里創業斯與里深久厚支御惠乎蒙里奉里某年爾波云々乃功乎立某年爾波
云々乃事成竟豆今波幾年乃齡止成故奏功謝奉其奉刀奉幣帛乎平久安久聞食子孫
八十連彌遠長久家業乎母彌榮志米守幸賜閉止畏畏美毛白須。

第九、鎮火祭

鎮火祭は古來重要な祭儀であつて、人世の生活上至重の火神を鎮め奉るの

である、全體火は火結神の守護し給ふ所で、主神は火之迦具土神である、神
籬式の祭典として、案上に水瓢、土、川菜を清く大なる器に盛りて供へ奉る
のである、式次は地鎮祭等の例に準ずべし。

鎮火祭祝詞文例

高天原爾神留坐皇親神漏義神漏美能命持氏皇孫命波豐葦原乃水穗國乎安國登
平久所知食登天下所寄奉爾時事寄奉志天都詞太詞事乎以申久神伊佐奈伎伊
佐奈美之命妹背二柱嫁繼給國乃八十國島乃八十島乎生給比八百萬神等乎生
給比氏麻奈弟子爾火結神生給美保斗被燒石隱坐夜七夜晝七日吾乎見給
比會吾奈背乃命登申給此七日爾波不足氏隱坐事奇登見所行須時火乎生給比御
保斗乎所燒坐如是時爾吾名勢乃命波吾乎見給布奈申乎吾乎見阿多志給比都登申
給比吾名勢乃命波上津國乎所知食倍志吾波下津國乎所知幸登白氏石隱給比與母津枚
坂爾至坐氏所思食久吾名勢命能所知食上津國爾心惡乎生置氏來娘登宣氏返坐氏更

生子水神匏川菜埴山姬四種物乎生給此心惡子乃心荒里曾婆水神匏埴山姬
川菜持氏鎮奉禮登事教悟給依此稱辭竟奉者此里爾御心一速爾給給自登爲氏種
々幣帛乎机代爾置所足天津祝詞能太祝詞事以稱辭竟奉久登申。

第十 竈神井神祭

竈と井とは人間の生存上一日も缺ぐべからざる大切のものである、竈を清
く大切にし、井を清浄にして之を尊重し、その神靈を招き祀るは、我國民性
の必然より來りし美風である、其祭儀は前に準すべし。

竈神祭祝詞文例

掛毛畏伎齋火武主比神輿都比賣神乃大前爾恐美恐美毛白久一日毛不落吾大神等乃
高貴伎靈被流事尊喜美今日乃生日乃足日爾禮代乃幣帛捧持氏稱辭竟奉久乎平
久安久聞食登白如此仕奉爾依氏今毛後毛家内乃人諸我手乃躓爾足乃躓爾過犯事乃在

幸乎波神直日大直日見直聞直坐庶可畏火乃禍不令有夜守日守給幸給爾恐美
恐美毛白。

井神祭祝詞文例

掛毛畏伎彌都波能賣神御井神鳴雷神乃大前爾畏美畏美毛白此御井乎廣久厚久守
賜比幸賜比氏千代萬代毛奴流事无久潤事淺留事无和伎水乃甘伎水乃清伎水乃佐
夜氣伎水乎彌多爾授賜比與賜比諸乃穢乎祓給比清給比過犯事乃有乎乎見直聞直坐
夜守日守爾守幸給爾登禮代乃幣帛乎捧持氏恐々毛稱辭竟奉久登白。

第十一、祈病及家内安全祭

元來人間の精神は神の分靈であり、又身體は體化の神の分身である、夫で
本來は病氣等あるべき筈はない。然るに實際病氣の多いのは、此の神聖なる
心身を汚すからである。而して又病は氣より起ると云ふ如く、心が平穩でな

ければ、どうしても病氣が多い、然るに心の平穩は自己の修養に依るのは固よりであるが、一家が安全平和でなくては、萬事が都合能くゆくものではない、夫で此の家内安全を祈る祭、祈病祭の如きは、實際上の必要より起りたるもので、其祭儀の如きは繁簡宜しきに從ひ、別に一定の方式を定むる必要もないが、守札を授與することは肝要である、尤も此の祭儀は病人があるからと云つて宗教的の加持祈禱をやるのではない、年々一定の時日に執行して病氣に罹らぬように、家内安全なるやうに敬神の觀念より、自分の誠意を神祇に奉申する意味のものである。

祈病癒祭祝詞文例

掛毛畏伎吾皇神乃大前爾畏美畏美白某國某群某里人何某某病有氏月日佐麻禰久病臥世利カレコトヲモツテ 爾事議且雖恐吾皇神乃大前齋奉且蒼生乎惠給和恩頼乞祈奉奉登爲今日乃吉日乃吉時爾一名爾禮代乃幣乎捧持且恐美恐美毛稱辭竟

奉其之率掛毛畏伎皇神此狀乎平久安久聞召且何某憐病乎速爾直給癒給比堅磐爾常磐爾命長久夜守日守爾守給幸給登美畏美母白

祈家内安全祭祝詞文例

掛毛恐伎吾大神乃大前爾恐美恐美母白久某國某郡某里人何某伊吾大神乃恩頼爾依其家乃彌益々爾立榮幸事乎祈白奉登爲且(齋主名)爾禮代乃幣乎捧持且恐美恐美母稱辭竟奉其之率此狀乎平久安久聞召且何某我家内爾波八十枉津日乃枉事不令有産業乎无緩事无怠事勤美務米且其家門乎起佐之米給比廣米之米給比堅石爾常石爾命長久子孫乃八十連屬爾至流麻豆茂之八桑枝乃如久令立榮給比過犯須事乃有乎乎變見直聞直坐夜乃守日乃守爾守給比幸給開登恐美恐美母白須。

第十二、醫神祭

我國の醫藥は神代少名比古命に始まり、故に醫家にては古來此の祖神を

祀りて報恩の意を表し、併せて醫道の發達を祈つて居る。

又酒も少名比古命の始め給ふ所である、尤もそれ以前にも酒はあつたれど正式の醸造法はなかつた、而して昔は酒を以て藥の主要なるものとして居つた、後世酒造家は此の祖神を祀つて、其恩徳を謝し、且つ酒の成績宜からんことを祈つて居る、其祭儀は適宜たるべし。

酒は古語にキといひ、キはクシ即ち藥の約言であるとも云へり。

醫神祭祝詞文例

此乃神床神籬立豆招請奉利令坐奉留掛卷畏伎神皇產靈大神大穴牟遲神少名比古那神乃御前爾畏々毛白久遠津神代爾大穴牟遲神大御祖神皇產靈大神乃勅依豆少名比古那神止御兄弟成坐豆御心乎睦比御力乎合世給比豆葦原乃中津國乎國造利給比又御祖大神乃御心乎受給傳給比豆愛志伎蒼生乃病乎憐美給比少名比古那神止議給比豆藥湯乃道止病乎療須留方止乎始給比飛禽走獸昆虫乃災乎攘牟止爲豆其

呪乃法乎定給比伎是乎以豆百姓等今爾至留迄其恩頼乎蒙里奉禮留事乎奈毛熹美辱美豆奉幣帛波由紀乃御食御酒乃閉高知瓊乃腹滿雙邊豆山野物波甘菜辛菜青海原物波鰭乃廣物者乃狹物與津藻菜邊津藻菜爾至麻氏爾横山乃如久置足氏奉留幣帛乃足幣帛止平久安所聞食此乃席爾集侍藥師等乃用留種々乃藥大神等御靈幸氏世人乃悶熱懊惱病物乃氣高津神乃氣爾至麻氏平久安令治給閉止十六自物膝折伏宇事物頸根突拔氏稱辭竟奉久止白須。

第十三、祈 釀 祭

祈釀祭祝詞文例

掛毛畏伎吾大神乃大前爾恐美恐美毛白久何某我酒釀業爾吾大神神長柄高伎貴伎恩頼乎幸爾坐氏朝夕爾緩事无久忘事无久彌勤爾勤彌結爾結氏乃任違事无久過事无久好酒乃美酒乎釀成之米給比日々繼足比月爾富榮氏子孫乃彌繼々爾家門乎起左之米

給比廣米之米給比妻子奴乎始米手人丁等爾至留麻底已我乖々有之米受邪心穢行无久日爾
異爾伊蘇勤美之米給開登禮代乃幣捧持乎恐美恐美毛稱辭竟奉久登白。

第十四 旅行に關する諸祭

旅行に關し、陸に海に其の守護神を祈り、又産土神に出發還着の報告祭を爲すことは、中古以來盛に行はれ、敬神の至情より出づる美風である、此等の祭儀は固より小祭に準じて行ふべきものであれば、其の設備方式は推して知るべし。

一、道饗祭祝詞文例

家鶏卷畏障神乃御前白久八衢彦八衢姬久那度止御名乎稱奉久波遠津神代爾
神伊邪奈岐命伊奈醜目醜米支穢穢黃泉國與里歸來座須時爾千曳乃大石乎黃泉戸爾
引居豆黃泉津神乎塞給比突世留御杖乎擲棄氏妖鬼等乎退氣給開留故實乃任爾今後

大神等乃厚支御恩賴爾因利氏根國底國與里荒毘疎來枉神乃枉事不令在夜乃守
日乃守爾幸閉止禮代乃幣帛乎八取乃机爾如横山置足波氏乎進留狀乎平久安久聞食氏
此乃大八衢湯津岩村乃如久障座氏妖鬼等乃上與里行婆上守里下與里行婆下守
里防支退氣給比此乃村爾波諸乃病無久無喪無事泰久眞幸久守給閉止波日乃暮留迄
此禮乃門邊爾湯津磐群乃如久塞坐志惡事爾相交利和相口會志米米刀欲留天之禍都比
又貨財乎加蘇比奪波率刀欲流盜賊等四方四角與利疎備荒備來氏前都戸爾伊行違比
後都戸爾伊行違比候波久乎大神乃上乎守利待防岐掃却利言排氣坐須爾依里天屋
内乃者等安久穩爾在經留事乎尊美嬉美年每乃今日乎吉日刀撰定米氏御祭仕奉利稱辭
竟奉其久乎平介久安久聞食世刀恐美恐美毛白須。

二、發旅祭祝詞文例

掛毛畏吾皇神乃大前爾恐美恐美毛白久何某伊今上道爲氏某國某里爾行奉登爲乎吾
大神乃高俊貴恩賴爾依氏往左乃路間都々奉事无久守給比幸給比氏平氣久安氣久歸之

給閉登禮代乃幣捧持氏恐々毛稱辭竟奉久登掛毛畏吾皇神乃大前爾畏美毛白久
何某今船出爲某國某里爾行奉登爲乎吾皇神乃高伎貴伎靈驗爾依氏行來左乃海
路爾風浪乃愁无久守給比幸給比平氣久加多良可爾歸之給閉登禮代乃幣捧持氏畏々
稱辭竟奉久登白。

三、報賽祭祝詞文例

掛卷母貴支某神乃大前爾畏々美母何某白給方久往日某國爾將行乃爲之時爾行佐來佐
恙事無久守幸反給反乃皇神乃御前乞祈申之々母效事無久平爾家爾還着奴留事乎斯
喜美忝美御食御酒種々乃御贊報申乃禮代乃奉置氏稱言竟久刀申。

第十五、漁獵祭

狩獵の山幸を祈り、魚漁の海幸を祈るは、古來の習慣にして、此等分掌の
神々に漁獵の多からんことを祈り、且つ就務中の安全を願ふは、其生活上よ

りするも、生産上よりするも、必然の人情である、此の祭儀は神社に於てす
るも、將又漁獵場に於てするも、又其の祈禱者の家に於てするも、便宜に従
ひ、小祭の例に準して執行すべし。

一、祈漁祭祝詞文例

言幕母綾爾畏吾大神乃御前爾懼々美母申佐久此郷能漁夫等問者海幸失比和備都々
居相恤相慈給比豆大海乃巨口細鱗等追聚米天海人等我網子調反豆引綱乃綱目
不泄引綱乃綱手不緩佐々和々爾令曳揚給荷前橫山乃如久引居置豆奉刀禮
自利乃御幣捧持豆祈請奉久刀言。

二、祈獵祭祝詞文例

某乃大神乃御前爾畏美母啓左久大神乃往昔與理吾我地乃主佩坐須此山爾波鹿甚多久
戴在角波枯木末如志聚爾留留波若木原類志噴余留息波朝霧似世利爾故山麓耳家居志臣
山幸得多額獵夫等波奔火乃玉筒負比氏朝爾異爾伊行伎狩禮杆母盡流事無久隨分利潤乎

得都留毛偏耳大神乃御恩頼由留事刀嬉美謝保比乍在來志乎近伎頃與里鹿等何方閉加散
 禮失世氏終日竟介籽母其乃乾迹陀爾見衣受然許多有利爾物能頓爾盡伎奴可久波阿羅自若大
 神乃御心耳不志已利給布事有利氏隱志給閉爾加刀獵夫等一同畏懼萬利大前耳種々乃
 御饗乎奉利祈白狀乎憫美給比惠備給比過犯氏氣牟罪咎波神直日大直日仁見直志聞
 直志給比氏如山幸忒波受爾寄爾給波藝志我角波御笠乃林志我耳波御墨斗目波眞
 澄鏡爪波御弓乃弭毛御筆爾製利皮乎御箱仁覆利穴刀波御膾林爲氏賽乃禮代爾奉眞
 牟登申須事乎平介久安聞食氏乞隨爾幸賜開刀畏畏美毛啓須。

第十六、諸業祖神祭

産土神は其の土地に於ける萬能の神であつて、何事にも祭るべきは勿論であるが、諸業には又諸業の特別の神、前にも述べたる如く醫樂の神、道祖神等ありて、國に士農工商の職別あれば、其の司職に應じて士は家祖又は武神

を祀り、商家は福神を祀り、農家は保食神を祀り、工は金山彦命を祀るが如き我國一般の慣例美風である、此は其の職に忠實熱心ならしむる上に於ても、大に奨励すべきことである、祭式は前に準ずべし。

諸業祖神祭祝詞文例

八十日波波難有今日乎生日乃足日止齋定某我弱肩爾太禰取掛且持齋麻波里持清麻
 波里都々毛此乃小床乎伊豆能眞屋刀掃比清米氏文武農工商乃業乃祖神止座須某乃大
 神乎招請奉里令座奉里稱辭竟奉久波神代乃昔大神等乃某乃業乃創米給比起志賜比且
 天下公民爾福開給閉爾因豆志何々乃禍乎掃比何々乃利益乎得留事乎喜美辱志奉留今毛
 行先毛御恩頼乞祈奉留止爲氏奉留海川山野種々乃物乎安幣帛乃足幣帛止平久安
 久聞食受給比氏某等我家爾身爾禍事不令在日爾爾勞伎勤留何々乃業爾悟深久爲
 志止爲志計里止計留物爾事爾悉久幸加良令米賜閉止鹿自物膝折伏世鷄自物頸根突拔支
 氏畏畏美毛白寸。

第十七、攘 蝗 祭

蝗を攘ひ、農産の豊饒を祈るは、遠く上代より行はれ來たれるものにて、神代大國主神の時既に行はれたる蹟あり、大祓の詞や、記紀等にも明らかに記されてある、元來我が國は豊葦原瑞穂の國と稱し、又現在の國名にも豊、總、房等五穀に關するもの多く、穀物豊生の天恩の土地である、併し一朝災蝗の害ある時は、折角の穀禾も收穫を減し、蒼民生を安する能はざるを以て年々祈年祭と共に攘蝗祭を行ひ、虫害を豫防するのは自然の情勢である、其の祭儀は小祭式にて、最も嚴重に執行すべし、又此の祭典執行の際は守札を調製し、後ち之を田畑の畔くろに竹に挟みて建て置くべきものとす。

攘蝗祭祝詞文例

此乃所乎伊豆能磐境掃清氏神籬立豆招請奉里令座奉留御年神大地主神能御前爾

白久神代乃昔大地主神田人爾牛肉乎令食給留事御年神乃怒坐其營田爾蝗乎放給故爾苗葉條忽爾枯損比篠竹如須洞萎支故片巫眩巫乎之豆占波志米給比志時爾是御年神乃崇奈里解志奉其奉樣波白猪白馬白雞乎獻留可止志申故教隨爾申給布時御年神乃宣給實爾吾御心奈里故麻柄乎以持爾作里豆持其葉乎以抵拂比天押草以抵押志烏扇乎以豆扇仍不去波溝口爾牛肉乎置呪咀乃形乎作里蕙子山椒吳桃葉及鹽乎添其畔爾班置給閉止言教給比支比是大地主神其乃教隨爾行給比加獲苗葉復繁里榮延氏年穀穰使故此乃古事爾依氏御年能皇神能御前爾絹布白猪白馬白雞三種能代爾取易備奉里豆御祭仕奉留狀乎平久所聞食田每爾群聚里豆年穀乎損布蝗虫乃災掃除支奧津御年乎八束穗乃茂穗乃成幸爾奉爾刀十六自物膝折伏鵝自物頸根衝拔支氏畏美毛稱辭竟奉久登白須。

第十八、晴雨及風神祭

淫雨は物を腐らし、人間の生氣を損ず、又旱魃の永く打ち續く時は萬物ために枯渴し、人々精氣を減す、我國は農本國なれば、五風十雨の宜しきを得ざれば、生民の業就り難し、故に古來淫雨に祈晴の誠をさしげ、旱天に降雨を祈る、又稻の出穂に當り暴風あらんか、折角の功を一簣に缺き、凶作の不幸を見るに至るを以て、初秋の野分の候には風神を祀るを常とす、此の祭祀に於て一意専心、其の至誠神明に通じ、天地を貫き、以て感應の空しからざるものがある。

此の祭儀は特に慎重と熱誠とを要し、其の言動悉く眞に迫り神を泣かしむるものがなくてはならぬ、又其祈願成就の時は、必ず報賽祭を行ふべきものである。

元來農民は木訥であつて、其の祈念は誠意の進る所である上、人命を維ぐ食物の豊凶に關することであるから神助天佑の効驗あるは疑なき所である。

一、祈晴祭祝詞文例

此里乃産土神持齋久畏皇神始奉高麗神天水分神國水分神天之久比奢母知神國之久比奢母知神天津神千五百萬國津神千五百萬能皇神等乃御前爾白久頃日霖雨難晴百姓能農業流損比大神等乃厚助爾依此乃灾波可止登恐自物思議今日乃生日乃足日爾禮代乃幣帛乎捧持且恐美毛稱辭竟奉留狀乎平久安久聞食止白如此仕奉留此霖雨忽晴百姓等賀手肱爾水沫搔垂向股泥搔寄取作流奧津御年始且作作物成傷波豐爾牟久佐加爾令得給閉止鵜如須伊這拜美庭雀躑躅居且畏美毛白須。

二、祈雨祭祝詞文例

此里能宇夫須奈神登持崇久畏支皇神乎始奉里高麗神天水分神國水分神天之久比奢母知神國之久比奢母知神天津神千五百萬國津神千五百萬能皇神等乃御前爾白久頃久雨降受日能累爾波殖志田毛蒔氣留陸田比凋美枯禮奈半止爲留賀故爾

百姓等憂比左麻與比爲方不知仰豆待天津水大神等相宇豆能比給比高山能末
短山能末與里雨雲立保備古里光神鳴波多々伎速雨頻爾令降豆貯毛端山乃池波
堤爾港閉塞上麻加須留水波田每爾滿百姓乃作止作物波五穀乎始米草乃片葉爾
至麻豆成幸閉給閉止祈申事乃由乎聞食世刀畏美毛白須。

三、風神祭祝詞文例

此乃所爾神籬立氏招奉里令座奉琉掛卷畏支天乃御柱乃命國乃御柱乃命乃御前爾某
畏美畏美申佐久志貴島宮爾御宇天皇乃大御世爾事始氏稱辭竟奉琉風日祈乃幣帛波
天津菅曾乎刈持來氏造利仕奉爾簞笠始米御饌波由紀乃御饌乎八十平瓮爾盛足波
志爾酒波白酒黑酒乎饗邊高知饗腹滿竝大野原爾生琉物波甘菜辛菜青海原爾住
物波鮪乃廣物鮪乃狹物與津藻菜邊津藻菜爾至爾如橫山打積置氏奉琉幣帛乎
安幣帛乃足幣帛皇神等乃御心爾平久所聞食氏百姓乃作止作物波五穀乎始米草乃
片葉爾至麻豆惡風荒水爾令會不給與津御年乎八束穗茂穗爾成幸閉給閉止鵝成須

伊這廻庭雀宇須受麻里居氏畏美畏美申須。

四、報賽祭祝詞文例

掛卷母貴伎水分皇神止稱言竟奉留天水分神國水分神天久比奢持神國久比奢
持神高靈神暗靈神及級津比子神級津比賣神乃大前爾神司諸集侍懼々美母言
佐久頃日乞祈奉之隨爾天霧合立覆多流雨雲雲速級戶風乃伊吹放天日乃大御光
伊暉曜倭人心爾霽涉高倭廣倭神恩爾仰貴比奉里天祈乃禮代乃立奉物方青和布
白和布大御食大御酒海物野物鮮物乾物雜物豐明爾所聞食氏與津御年方八
握穗爾垂茂氏公民等我將取作物波不損成熟幸給反刀鹿士物膝折伏豆畏美畏美
申。

第十九、疫神祭

前に示した祈病は普通の病疾に關する例であつたが、此の疫神祭は所謂流

行病に關するものであつて、多くは市町村民一致して産土神の社頭に於て執
行し、惡疫の其の市町村内へ這入らぬやうに祈請する意味のものである。而
して此の祭典を行ふた上は、必ず後日報賽祭を行ふべきであるが、其の祝詞
文例は病氣に罹つたものが祈病に依て平癒した例を示してある、他は之れに
準じて知るべし。

一、疫神祭祝詞文例

此乃所爾神籬立氏招請奉里令坐奉留宇治方夜伎疫病神乃御前爾白久此乃頃此禮乃
村中爾疫病起里里人多爾身失奴故是以氏村人等進不知退不知思歎伎豆諸共爾
相議里豆御心乎和米奉裏武止御祭仕奉里進留御饌御酒種々乃物乎横山乃如久置足波
志豆奉幣帛乎平良介久安良介久所聞食氏荒備備崇給事無久神直日大直日爾見直志
聞直志坐志豆病米留人等乎婆速氣久愈志米給此禮乃地與里波四方乎見露須山川能清地爾
遷出坐志豆吾我地登宇斯波伎坐世止畏畏美毛白

二、報賽祭祝詞文例

掛卷母貴伎某大神乃御前爾畏美拜美言佐久某姓名問者某病爾病臥之奴皇神乃大
御前奉仰乞此疫病可癒物會刀ナニガシヲ奉出氏令請祈伎然祈白之之母効久恩賴蒙
利其病疾久癒故犬御惠乎喜奉里貴奉利今日乃吉日爾禮士里乃幣乎捧奉里神朝
廷乎奉拜此態乎安氣久所聞看天夜晝不分往末久爾守惠坐世刀恐々美毛白

第二十 鎮魂祭

凡て人の身の上に非常の異變ある時は、起居の間に心神が放散惶迷して落
付かず、爲めに大事を誤るものであるから、此の放心せる魂を腑内に靜安な
らしめ、壽福を祈るのが鎮魂祭である。
鎮魂祭の源は上代に於て天神の行ひ傳へたるに始まり、畏くも宮中に於て
も行はせられつゝある、一つの神秘的行事である。延喜式には之を鎮魂祭と

いひ、現今の皇室令には鎮魂ノ式としてある、昔宇摩志摩治命が天國より傳へ來れる天璽寶を祭つて、神武天皇の御魂を鎮め、寶祚の長久を祈つた由來もある。

祭儀は宮中の八神即ち神魂、高魂、生魂、足魂、魂留魂、大宮賣、御膳神辭代主、及び大直日の神を招請して主神と爲し、案を据へて神座を設け鈴一口を付けたる櫛を倚せ立て、又案上柳宮を置き、其の内に赤糸十筋を納め、次に齋主の座を設け側に宇氣槽を据へ、和琴、得琴役の座をおき、其の左側に鎮魂すべき人の座を設く、又其の人の衣服を身代りとしておくこともあり次に祭儀の次第は左の如し。

- 一、時刻祓の儀を行ふ。
- 次に 齋主木綿葛を着く、各員着席
- 次に 降神行事、彈琴（一同平伏す）

次に 獻饌、米、酒、鳥、野菜、菓、鹽（水）。

次に 祝詞奏上 齋主奉仕。

次に 鎮魂行事。

一、始め彈琴（菅搔）二、巫矛を取りて立ち宇氣を衝く、其の儀は櫓に上りて、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十と唱へつゝ十度衝く。三、齋主は赤糸一筋を取り、又一二三四五六七八九十と唱へて之を結ぶ、かくすること十度、結び終りて柳宮に納む。四、此の間鎮魂せらるべき人は座したるまゝ左右左と振ふ、若衣服のみなれば衣服を振る。五、次に玉十顆を絹につゝみ之を十種の神寶として、オキツカガミ、ヘツカガミ、ヤツカノツルギ、イクタマ、タルタマ、ミチガヘシノタマ、マカルガヘシノタマ、オロチノヒレ、ハチノヒレ、クサノモノノヒレといつて、由良くと振つて柳宮に納め、赤糸十筋を以て宮を結ぶ。

次に 撤饌。
次に 昇神行事。
次に 各退出。

鎮魂祭祝詞文例

懸卷 畏 大宮中乃神殿座神魂高御魂生魂足魂留魂大宮能女御膳津神
辭代主大直日神等乃御前畏美毛白久
高天原爾神留座神魯伎神魯美乃命持宇麻志麻治命乃御父饒速日命爾十種乃
瑞寶瀛津鏡邊津鏡八握劍生玉足玉道反玉死反玉蛇比禮蜂比禮品々乃物比
禮乎授給比氏天津日嗣止大八島國所知食皇御孫命乃大御身乎始米豐葦原乃水穗
國爾在由留現伎青人草等我身至麻氏阿部加北奈夜米流所有幸爾波此乃十種乃瑞寶
乎合底一二三四五六七八九十止云云布流倍由良由良止布流倍如此奈志氏 死
禮留人毛生反里奈止言依志氏天降給比志御因緣依志貴島乃大和國樞原乃大宮爾

肇國所知食座志天皇乃大御代爾宇麻志麻治命爾令大御魂乎齋鎮奉志米給比志御
例乃麻爾麻爾御代御代乃天皇乃大御廷爾毛仕奉志米給比志御神事爾習比氏掛卷畏
伎大宮中乃神殿座神魂高御魂生魂足魂留魂大宮能女御膳津神辭代主大
直日乃大神達乃大前爾宇氣槽覆氏撞登騰呂加志天乃數哥宇多比阿計氏浮禮往麻
久須留玉緒乎多志爾結留氏魂結乃神事仕奏留狀乎宇麻良爾所聞食幸爾給閉止獻留幣
帛乎平久安所聞食座某我身爾阿都加閉奈夜米留佐加美阿倍具病乎婆獻留嚴乃
清酒伊登須美夜加爾伊夜給比氏曾我命乎婆堅酒乃堅磐爾常磐守幸給比氏玉緒波
齊乃庭佐良受現身乃世乃長人止在志米給閉止乞祈奉留言乃由乎平久所聞食給閉止猪
自物膝折伏鵜自物頸根衝拔天乃八平手打上畏美毛白須。

11
2
322

終

